

令和 8 年大府市規則一覧

公布日 令和 8 年 3 月 3 0 日

- 第 6 号 大府市被措置児童等虐待対策アドバイザー設置規則
- 第 7 号 大府市障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条第 2 項の証明書を定める規則
- 第 8 号 大府市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条第 2 項の証明書を定める規則
- 第 9 号 大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例施行規則
- 第 1 0 号 大府市事務分掌規則の一部を改正する規則
- 第 1 1 号 大府市庁舎管理規則の一部を改正する規則
- 第 1 2 号 大府市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
- 第 1 3 号 大府市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 第 1 4 号 大府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 1 5 号 大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 第 1 6 号 大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 1 7 号 大府市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 第 1 8 号 大府市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 1 9 号 大府市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 第 2 0 号 大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 2 1 号 大府市財産管理規則の一部を改正する規則
- 第 2 2 号 大府市税条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 2 3 号 大府市生活保護法施行細則の一部を改正する規則
- 第 2 4 号 大府市中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則
- 第 2 5 号 大府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 2 6 号 大府市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 2 7 号 大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 2 8 号 大府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 2 9 号 大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 0 号 大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 1 号 大府市精神障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 2 号 大府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 3 号 大府市産業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 4 号 大府市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則

大府市被措置児童等虐待対策アドバイザー設置規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第6号

大府市被措置児童等虐待対策アドバイザー設置規則

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の10に規定する被措置児童等虐待に係る適切な対応を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定により、大府市被措置児童等虐待対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

2 アドバイザーは、法第33条の10第3項の審議会等とする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項について、必要な調査及び助言を行う。

- (1) 法第33条の15第1項に規定する事項に関すること。
- (2) その他被措置児童等虐待に関し、市長が必要と認めること。

(選任)

第3条 アドバイザーは、児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、法第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから市長があらかじめ委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年以内において市長が定める期間とする。

2 アドバイザーは、これを再任することができる。

(守秘義務)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第2項の
証明書を定める規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第7号

大府市障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第2
項の証明書を定める規則

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
第11条第2項に規定する証明書は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(表)

		第 号
証 明 書		
(顔写真)	所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第1項の規定による立入調査をする者であることを証明する。		
年 月 日		大府市長 印

(裏)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律抜粋 (立入調査)
第11条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

大府市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第2項の
証明書を定める規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第8号

大府市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第2
項の証明書を定める規則

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
第11条第2項に規定する証明書は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(表)

		第 号
証 明 書		
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">(顔写真)</div>	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第1項の規定による立入調査をする者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大府市長 印</p>		

(裏)

<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律抜粋 (立入調査)</p> <p>第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>

大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第9号

大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例（昭和45年大府市条例第64号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、大府市桃陵荘（以下「桃陵荘」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 桃陵荘の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時休館日を定めることができる。

(利用時間)

第3条 桃陵荘の利用時間は、午前9時から午後8時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の手続)

第4条 条例第3条第1項の規定により、桃陵荘を利用しようとする者は、大府市桃陵荘利用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 申請書は、利用希望日の属する月の2月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により提出された申請書を審査して支障がないと認めたときは、利用を許可し、大府市桃陵荘利用許可書兼領収書（第2号様式。以下「許可書」という。）を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

4 前項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、桃陵荘を利用する際、係員に許可書を提示するものとする。

5 市長は、第3項の規定により許可書を交付した後、事業運営上特別な必要が生じた場合は、利用者に利用日時又は利用する部屋の変更を命ずることができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合又は事業運営上特別な必要が生じた場合は、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 法令の規定に違反して利用しようとし、又は利用したとき。
- (2) 利用のための手続に違反したとき。
- (3) 利用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 利用に関して係員の指示に違反し、又は利用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を加える等他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (3) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。
- (4) 許可を受けないで、施設及びその敷地内において、物品等の展示又は販売をしないこと。
- (5) 営利行為、宗教活動、政治活動等をしないこと。
- (6) その他管理上必要な事項について係員の指示に従うこと。

(喫煙の禁止)

第7条 何人も、施設及びその敷地において喫煙をしてはならない。

(利用後等の措置)

第8条 利用者は、桃陵荘の利用を中止し、又は終了したときは、速やかに備品等を原状に回復し、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 利用者は、桃陵荘の施設若しくは設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失したとき、又は事故が発生したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に市長により交付されている許可書に相当する書類は、第4条第3項の規定により交付された許可書とみなす。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

大 府 市 長 殿

団体名、グループ名

住 所
申請者 氏 名
電 話

大府市桃陵荘利用許可申請書

次のとおり利用したいので、申請します。

1 利 用 目 的

2 利 用 日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで

3 入場人員（見込） 人

4 使 用 料 円

5 その他参考となる事項

領収済印

課 長	係長・主査	係	連 帯	許 可 年 月 日
				年 月 日
				許可No. <input type="text"/>

大府市桃陵荘利用許可書兼領収書

許可年月日 年 月 日
様 許 可 № 第 号
大 府 市 長

申請のありました大府市桃陵荘の利用を次のとおり許可します。

1 利 用 目 的

2 利 用 日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで

3 入場人員（見込） 人

4 使 用 料 円

5 その他参考となる事項

領収済印

大府市桃陵荘利用心得

- (1) 受付へ許可書を提示し、鍵を受け取ってください。
- (2) 室内に掲示してある「利用上の注意」をよくお読みになり、正しい利用をしてください。
- (3) 駐車場を含む敷地内は、禁煙です。
- (4) 許可書は、他人に譲渡しないでください。
- (5) 営利行為、宗教活動、政治活動等については、利用制限があります。
- (6) 許可書を交付した後、事業等運営上特別な必要が生じた場合、利用の変更をしていただくことがあります。
- (7) 許可書を交付した後、申請者の都合により利用を中止する場合は、原則として使用料の返還はしません。
- (8) 大雨、洪水、暴風警報等が発令された場合、利用を中止することがあります。
- (9) その他不明の点がありましたら係の者にお尋ねください。

大府市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第10号

大府市事務分掌規則の一部を改正する規則

大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(課及び係の設置)			(課及び係の設置)		
第2条 条例第2条に定める部に次の表の中欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。			第2条 条例第2条に定める部に次の表の中欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。		
部	課	係	部	課	係
企画政策部	人事政策課	略	企画政策部	人事政策課	略
	企画広報戦略課	企画政策係 <u>健康都市企画係</u> 広報広聴係		企画広報戦略課	企画政策係 広報広聴係
	財務政策課	略		財務政策課	略
総務部	行政管理課	略	総務部	行政管理課	略
	市民課	略		市民課	略
	税務課	市民税係 資産税係		税務課	市民税係 資産税係 <u>納税係</u>

改正後			改正前		
市民協働部	協働推進課	協働推進係	市民協働部	協働推進課	協働推進生涯学習係
	生涯学習課	生涯学習係			
	文化交流課	略		文化交流課	略
	危機管理課	略		危機管理課	略
	ゼロカーボン推進課	略		環境課	略
福祉部	地域福祉課	福祉政策係	福祉部	地域福祉課	福祉政策係 保護係
	福祉まると相談課	相談支援係 保護係			
	高齢障がい支援課	略		高齢障がい支援課	略
	保険医療課	略		保険医療課	略
健康未来部	健康未来推進課	健康都市こども政策推進係	健康未来部	健康未来政策課	健康都市こども政策係
都市整備部			都市整備部		
産業振興部	略	略	産業振興部	略	略
	略	略		略	略

(部内室の設置)

第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に同表の右欄に掲げる部内室を置く。

部	室
企画政策部	略

(部内室の設置)

第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に同表の右欄に掲げる部内室を置く。

部	室
企画政策部	略

改正後		改正前	
	略		略
総務部	デジタル戦略室	総務部	デジタル戦略室
	納税推進室		
市民協働部	スポーツ振興室	市民協働部	スポーツ振興室
健康未来部	略	福祉部	福祉まるごと相談室
	略	健康未来部	略
都市整備部	市街地整備室	都市整備部	中心市街地整備室

(施設の所管)

第3条 施設の所管は、次の表のとおりとする。

部	課	施設
市民協働部	協働推進課	市民活動ボランティアセンター
	生涯学習課	公民館 <u>いきいきプラザ</u>
	文化交流課	略
	スポーツ振興室	略
	危機管理課	防災学習センター
	ゼロカーボン推進課	自然体験学習施設
福祉部	福祉まるごと相談課	略

(施設の所管)

第3条 施設の所管は、次の表のとおりとする。

部	課	施設
市民協働部	協働推進課	市民活動センター <u>公民館</u> <u>いきいきプラザ</u>
	文化交流課	略
	スポーツ振興室	略
	危機管理課	防災学習センター
福祉部	福祉まるごと相談室	略

改正後			改正前		
	高齢障がい支援課	<u>長草デイサービスセンター</u>		高齢障がい支援課	<u>デイサービスセンター</u>
健康未来部			健康未来部		
都市整備部	建設総務課	略	都市整備部	建設総務課	略
	水緑公園課	桃陵荘		水緑公園課	桃陵荘 <u>自然体験学習施設</u>
産業振興部	略	略	産業振興部	略	略
(部長等)			(部長等)		
第5条 略			第5条 略		
2 市長は、必要があると認めるときは、部に担当部長、 <u>推進監</u> 、参事、次長及び調整監を、課に担当課長、主幹、課長補佐、 <u>副主幹及び主査</u> を、部内室に主幹、室長補佐及び主査を、係に主査を置くことができる。			2 市長は、必要があると認めるときは、部に担当部長、参事、次長及び調整監を、課に担当課長、 <u>推進監</u> 、主幹、課長補佐及び副主幹を、部内室に <u>推進監</u> 、主幹、室長補佐及び主査を、係に主査を置くことができる。		
(職務)			(職務)		
第6条 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。			第6条 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
2 略			2 略		
3 <u>推進監は、上司の命を受け、所轄の事務を処理する。</u>			3 <u>推進監は、上司の命を受け、所轄の事務を処理する。</u>		
4～9 略			3～8 略		
10～16 略			9 <u>推進監は、上司の命を受け、所轄の事務を処理する。</u>		
別表（第4条関係）			10～16 略		
			別表（第4条関係）		

改正後	改正前
<p>企画政策部</p> <p>秘書室 略</p> <p>人事政策課</p> <p>人事政策係</p> <p>(1) <u>人事施策の総合的な企画、調整及び推進</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>職員の定数及び配置</u>に関すること。</p> <p>(3)～(11) 略</p> <p>企画広報戦略課</p> <p>企画政策係</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p><u>健康都市企画係</u></p> <p>(1) <u>健康都市施策及び市の重点施策の総合的な企画及び調整</u>に関すること。</p> <p>広報広聴係 略</p> <p>財務政策課 略</p> <p>政策法務推進室 略</p> <p>総務部</p> <p>行政管理課～市民課 略</p>	<p>企画政策部</p> <p>秘書室 略</p> <p>人事政策課</p> <p>人事政策係</p> <p>(1) <u>人事政策</u>に関すること。</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>企画広報戦略課</p> <p>企画政策係</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>ゼロカーボンシティの総合的な企画及び調整</u>に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>広報広聴係 略</p> <p>財務政策課 略</p> <p>政策法務推進室 略</p> <p>総務部</p> <p>行政管理課～市民課 略</p>

改正後	改正前
<p>税務課</p> <p>市民税係 略</p> <p>資産税係 略</p> <p><u>納税推進室</u></p> <p>(1) <u>市税等の宛名管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市税等の口座管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>口座振替及び納税の奨励に関すること。</u></p> <p>(4) <u>納税証明に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市税等の徴収及び還付に関すること。</u></p>	<p>税務課</p> <p>市民税係 略</p> <p>資産税係 略</p> <p><u>納税係</u></p> <p>(1) <u>市税等の宛名管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市税等の口座管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>口座振替及び納税の奨励に関すること。</u></p> <p>(4) <u>納税証明に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市税等の徴収及び還付に関すること。</u></p> <p>(6) <u>市税等の督促及び滞納処分に関すること。</u></p> <p>(7) <u>市税等の徴収猶予に関すること。</u></p> <p>(8) <u>税の徴収嘱託及び受託に関すること。</u></p> <p>(9) <u>市税等の欠損処分及び滞納繰越に関すること。</u></p> <p>(10) <u>納税意義の普及啓発及び納税相談に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(6) <u>市税等の督促及び滞納処分に関すること。</u></p> <p>(7) <u>市税等の徴収猶予に関すること。</u></p> <p>(8) <u>税の徴収嘱託及び受託に関すること。</u></p> <p>(9) <u>市税等の欠損処分及び滞納繰越に関すること。</u></p> <p>(10) <u>納税意義の普及啓発及び納税相談に関すること。</u></p> <p>(11) <u>市の歳入に係る債権の管理の総括に関すること。</u></p> <p>(12) <u>室の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>その他室の庶務に関すること。</u></p>	
<p>市民協働部</p>	<p>市民協働部</p>
<p>協働推進課</p>	<p>協働推進課</p>
<p><u>協働推進係</u></p>	<p><u>協働推進生涯学習係</u></p>
<p>(1)～(7) 略</p>	<p>(1)～(7) 略</p>
<p>(8) <u>市民活動ボランティアセンターの管理及び運営に関すること。</u></p>	<p>(8) <u>市民活動センターの管理及び運営に関すること。</u></p>
	<p>(9) <u>生涯学習施策の企画、調整及び推進に関すること。</u></p>
	<p>(10) <u>社会教育団体(婦人会を除く。)の指導及び育成に関すること。</u></p>
	<p>(11) <u>学校施設(大東小学校の家庭科室及び交流ホールに限る。)の</u></p>
	<p><u>開放に関すること。</u></p>
	<p>(12) <u>公民館の管理及び運営に関すること。</u></p>
	<p>(13) <u>いきいきプラザの管理及び運営に関すること。</u></p>
	<p>(14) <u>その他協働及び生涯学習に関すること。</u></p>
<p>(9) <u>その他協働に関すること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>環境衛生係 略</p> <p>福祉部</p> <p>地域福祉課</p> <p>福祉政策係 略</p> <p><u>福祉まるごと相談課</u></p> <p><u>相談支援係</u></p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>課</u>の文書及び経理に関すること。</p> <p>(13) その他<u>課</u>の庶務に関すること。</p> <p><u>保護係</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護費の支払に</u></p>	<p>環境衛生係 略</p> <p>福祉部</p> <p>地域福祉課</p> <p>福祉政策係 略</p> <p><u>保護係</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護費の支払に</u> <u>関すること。</u></p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国</u> <u>残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法</u> <u>律第30号）に基づく支援給付の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</u></p> <p>(4) <u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援</u> <u>の実施に関すること。</u></p> <p><u>福祉まるごと相談室</u></p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>室</u>の文書及び経理に関すること。</p> <p>(13) その他<u>室</u>の庶務に関すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>関すること。</u></p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</u></p> <p>(4) <u>生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく支援の実施に関すること。</u></p> <p>(5) <u>埋葬又は火葬を行う者が居ない又は判明しない死体の取扱いに関すること。</u></p> <p>高齢障がい支援課</p> <p>高齢福祉係</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事務の処理に関すること。</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(12) <u>長草デイサービスセンターの管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>障がい福祉係 略</p> <p>保険医療課 略</p> <p>健康未来部</p>	<p>高齢障がい支援課</p> <p>高齢福祉係</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>成年後見制度に係る施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(12) <u>デイサービスセンターの管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>障がい福祉係 略</p> <p>保険医療課 略</p> <p>健康未来部</p>

改正後	改正前
<p><u>健康未来推進課</u></p> <p><u>健康都市こども政策推進係</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康都市施策の<u>総合的な推進</u>及びPRに関すること。</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>健康未来拠点整備室 略</p> <p>幼児教育保育課</p> <p>保育係</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 乳児等通園支援事業に関すること。</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 認可外保育施設の届出、調査等</u>に関すること。</p> <p><u>(13)・(14) 略</u></p> <p><u>(15) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認、指導監査等</u>に関すること。</p> <p><u>(16)～(18) 略</u></p> <p>こども若者支援課～健康増進課 略</p> <p>都市整備部</p>	<p><u>健康未来政策課</u></p> <p><u>健康都市こども政策係</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康都市施策の<u>総合的な企画、調整、推進</u>及びPRに関すること。</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>健康未来拠点整備室 略</p> <p>幼児教育保育課</p> <p>保育係</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 認可外保育施設の届出及び調査</u>に関すること。</p> <p><u>(12)・(13) 略</u></p> <p><u>(14) 特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等の確認、指導監査等</u>に関すること。</p> <p><u>(15)～(17) 略</u></p> <p>こども若者支援課～健康増進課 略</p> <p>都市整備部</p>

改正後	改正前
<p>都市政策課 略</p> <p><u>市街地整備室</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 重点的な市街地整備の企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(3)～(6)</u> 略</p> <p>道路整備課 略</p> <p>水緑公園課</p> <p>緑花公園係</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>雨水対策係 略</p> <p>建設総務課 略</p> <p>産業振興部 略</p>	<p>都市政策課 略</p> <p><u>中心市街地整備室</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(5)</u> 略</p> <p>道路整備課 略</p> <p>水緑公園課</p> <p>緑花公園係</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 自然体験学習施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>雨水対策係 略</p> <p>建設総務課 略</p> <p>産業振興部 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第11号

大府市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大府市庁舎管理規則（昭和47年大府市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可行為)</p> <p>第13条 庁内において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理責任者の許可を受けなければならない。ただし、管理責任者が軽易なものと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する商業的行為をすること。</u></p> <p><u>(2)～(4) 略</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第17条 庁内においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売等の行為をすること。</u></p>	<p>(許可行為)</p> <p>第13条 庁内において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理責任者の許可を受けなければならない。ただし、管理責任者が軽易なものと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1)～(3) 略</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第17条 庁内においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 物品の販売その他これに類する商業的行為をすること。ただし、管理責任者が業務の遂行上特に必要と認めるものを除く。</u></p>

改正後	改正前
<u>(8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上不適當と認める行為をすること。</u>	

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第14条関係）

庁舎使用許可申請書 年 月 日 管理責任者殿 申請者 住所 氏名 大府市庁舎管理規則第14条の規定により下記のとおり申請します。 記	
場	所
期	間
使用責任者	
目的及び内容	
物品の販売等	無・有（物品の販売等の内容を別紙のとおり申請します。）
条件	1 大府市庁舎管理規則を厳守します。 2 その他管理責任者の指示に従います。

第2号様式（第15条関係）

庁舎使用許可書 年 月 日 殿 管理責任者 大府市庁舎管理規則第15条の規定により許可します。 記	
場	所
期	間
責 任 者	
目的及び内容	
物品の販売等	無・有（物品の販売等は、申請のとおりに行うこと。）
条件	1 大府市庁舎管理規則を厳守すること。 2 その他管理責任者の指示に従うこと。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第12号

大府市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

大府市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年大府市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市長が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節及び第3節並びに大府市行政手続条例（平成11年大府市条例第1号。以下「条例」という。）第3章第2節及び第3節の定めるところにより行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語であつて、法又は条例において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市長が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節及び第3節、<u>愛知県行政手続条例（平成7年愛知県条例第28号。以下「県条例」という。）第3章第2節及び第3節</u>並びに大府市行政手続条例（平成11年大府市条例第1号。以下「条例」という。）第3章第2節及び第3節の定めるところにより行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語であつて、<u>法、県条例</u>又は条例において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知)</p> <p>第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書(第1号様式)により行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第15条第4項(条例第22条第3項(条例第25条後段において準用する場合を含む。))及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</u>に規定する規則で定める方法は、<u>行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)</u>と<u>公示事項(条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)</u>の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)<u>とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)</u>を使用するもの</p> <p>3 <u>法第15条第4項又は条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に</u></p>	<p>(聴聞の通知)</p> <p>第3条 法第15条第1項、<u>県条例第15条第1項</u>又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書(第1号様式)により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する聴聞通知公示送達書に掲げる事項を表示して行うものとする。</u></p> <p>4 <u>法第15条第4項又は条例第15条第4項</u>の規定による掲示は、聴聞通知公示送達書（第2号様式）により行うものとする。</p> <p>（聴聞の期日又は場所の変更）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、聴聞期日・場所変更通知書（第4号様式）により当事者、参加人（その時までに法第17条第1項又は条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項又は条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。第8条及び第14条において同じ。）及び参考人（その時までに第12条第4項の求めを受諾している者に限る。第8条及び第14条において同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>（代理人の選任又は解任の手続）</p> <p>第5条 法第16条第3項又は条例第16条第3項（法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、代理人資格証明書（第5号様式）により行うものとする。</p>	<p>2 <u>法第15条第3項、県条例第15条第3項又は条例第15条第3項</u>の規定による掲示は、聴聞通知公示送達書（第2号様式）により行うものとする。</p> <p>（聴聞の期日又は場所の変更）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、聴聞期日・場所変更通知書（第4号様式）により当事者、参加人（その時までに法第17条第1項、<u>県条例第17条第1項</u>又は条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項、<u>県条例第17条第1項</u>又は条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。第8条及び第14条において同じ。）及び参考人（その時までに第12条第4項の求めを受諾している者に限る。第8条及び第14条において同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>（代理人の選任又は解任の手続）</p> <p>第5条 法第16条第3項、<u>県条例第16条第3項</u>又は条例第16条第3項（法第17条第3項、<u>県条例第17条第3項</u>又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、代理人資格証明書（第5号様式）により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 法第16条第4項又は条例第16条第4項（法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（第6号様式）により行うものとする。</p> <p>（関係人の参加の手続）</p> <p>第6条 主宰者は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により関係人に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求めるときは、当該関係人に参加人出頭依頼書（第7号様式）により通知するものとする。</p> <p>2 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の4日前までに、参加人許可申請書（第8号様式）を主宰者に提出してこれを行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（文書等の閲覧の手続等）</p> <p>第7条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、文書閲覧請求書（第10号様式）を市長に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。</p>	<p>2 法第16条第4項、<u>県条例第16条第4項</u>又は条例第16条第4項（法第17条第3項、<u>県条例第17条第3項</u>又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（第6号様式）により行うものとする。</p> <p>（関係人の参加の手続）</p> <p>第6条 主宰者は、法第17条第1項、<u>県条例第17条第1項</u>又は条例第17条第1項の規定により関係人に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求めるときは、当該関係人に参加人出頭依頼書（第7号様式）により通知するものとする。</p> <p>2 法第17条第1項、<u>県条例第17条第1項</u>又は条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の4日前までに、参加人許可申請書（第8号様式）を主宰者に提出してこれを行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（文書等の閲覧の手続等）</p> <p>第7条 法第18条第1項、<u>県条例第18条第1項</u>又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、文書閲覧請求書（第10号様式）を市長に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>3 市長は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に文書閲覧許可通知書により通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。</p> <p>（主宰者の指名の手続）</p> <p>第8条 法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、主宰者指名伺書（第12号様式）により聴聞の通知の時までに行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、速やかに、主宰者を変更しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>（聴聞事務補助者）</p> <p>第9条 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 市長は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段、<u>県条例第18条第1項後段</u>又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に文書閲覧許可通知書により通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項、<u>県条例第22条第1項</u>又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。</p> <p>（主宰者の指名の手続）</p> <p>第8条 法第19条第1項、<u>県条例第19条第1項</u>又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、主宰者指名伺書（第12号様式）により聴聞の通知の時までに行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 主宰者が法第19条第2項各号、<u>県条例第19条第2項各号</u>又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、速やかに、主宰者を変更しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>（聴聞事務補助者）</p> <p>第9条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 法第19条第2項又は条例第19条第2項の規定は、聴聞事務補助者について準用する。</p> <p>(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)</p>	<p>2 法第19条第2項、<u>県条例第19条第2項</u>又は条例第19条第2項の規定は、聴聞事務補助者について準用する。</p> <p>(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)</p>
<p>第10条 主宰者は、法第20条第2項若しくは法第21条第1項又は条例第20条第2項若しくは条例第21条第1項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録（第14号様式）を作成しなければならない。</p>	<p>第10条 主宰者は、法第20条第2項若しくは法第21条第1項、<u>県条例第20条第2項若しくは県条例第21条第1項</u>又は条例第20条第2項若しくは条例第21条第1項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録（第14号様式）を作成しなければならない。</p>
<p>2・3 略</p> <p>(補佐人の出頭許可の手続)</p>	<p>2・3 略</p> <p>(補佐人の出頭許可の手続)</p>
<p>第11条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（第16号様式）を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第22条第2項又は条例第22条第2項（法第25条後段又は条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知され、又は告知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。</p>	<p>第11条 法第20条第3項、<u>県条例第20条第3項</u>又は条例第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（第16号様式）を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第22条第2項、<u>県条例第22条第2項</u>又は条例第22条第2項（<u>法第25条後段、県条例第25条後段</u>又は条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知され、又は告知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。</p>
<p>2・3 略</p> <p>(聴聞の期日における審理の公開)</p>	<p>2・3 略</p> <p>(聴聞の期日における審理の公開)</p>
<p>第14条 市長は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の</p>	<p>第14条 市長は、法第20条第6項、<u>県条例第20条第6項</u>又は条例第20条第6</p>

改正後	改正前
<p>期日における審理の公開を相当と認めたとき、又は法令の規定により聴聞の期日における審理を公開すべきときは、聴聞の期日における審理の公開に関する公示（第21号様式）により聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、併せて、当事者、参加人及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。</p>	<p>項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたとき、又は法令の規定により聴聞の期日における審理を公開すべきときは、聴聞の期日における審理の公開に関する公示（第21号様式）により聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、併せて、当事者、参加人及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>（陳述書の提出の方法）</p>	<p>2 略</p> <p>（陳述書の提出の方法）</p>
<p>第15条 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。</p>	<p>第15条 法第21条第1項、<u>県条例第21条第1項</u>又は条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。</p>
<p>（聴聞の続行又は再開の通知）</p>	<p>（聴聞の続行又は再開の通知）</p>
<p>第16条 法第22条第2項本文又は条例第22条第2項本文の規定による通知（法第25条又は条例第25条において準用する場合を含む。）は、聴聞続行（再開）通知書（第22号様式）により行うものとする。</p>	<p>第16条 法第22条第2項本文、<u>県条例第22条第2項本文</u>又は条例第22条第2項本文の規定による通知（法第25条、<u>県条例第25条</u>又は条例第25条において準用する場合を含む。）は、聴聞続行（再開）通知書（第22号様式）により行うものとする。</p>
<p>2 法第22条第3項又は条例第22条第3項の規定による掲示（法第25条又は条例第25条において準用する場合を含む。）は、聴聞続行（再開）公示送達書（第23号様式）により行うものとする。</p>	<p>2 法第22条第3項、<u>県条例第22条第3項</u>又は条例第22条第3項の規定による掲示（法第25条、<u>県条例第25条</u>又は条例第25条において準用する場合を含む。）は、聴聞続行（再開）公示送達書（第23号様式）により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(当事者の不出頭等の場合における陳述書及び証拠書類等の提出の求め)</p> <p>第17条 法第23条第2項又は条例第23条第2項の規定による陳述書及び証拠書類等の提出の求めについては、陳述書及び証拠書類等提出通知書(第24号様式)により行うものとする。</p>	<p>(当事者の不出頭等の場合における陳述書及び証拠書類等の提出の求め)</p> <p>第17条 法第23条第2項、<u>県条例第23条第2項</u>又は条例第23条第2項の規定による陳述書及び証拠書類等の提出の求めについては、陳述書及び証拠書類等提出通知書(第24号様式)により行うものとする。</p>
<p>(聴聞調書及び聴聞報告書)</p> <p>第18条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の規定による調書は、聴聞調書(第25号様式)により行うものとし、主宰者がこれに記名しなければならない。</p>	<p>(聴聞調書及び聴聞報告書)</p> <p>第18条 法第24条第1項、<u>県条例第24条第1項</u>又は条例第24条第1項の規定による調書は、聴聞調書(第25号様式)により行うものとし、主宰者がこれに記名しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の規定による報告書は、聴聞報告書(第26号様式)により行うものとし、主宰者がこれに記名しなければならない。</p> <p>(聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の手続)</p>	<p>3 法第24条第3項、<u>県条例第24条第3項</u>又は条例第24条第3項の規定による報告書は、聴聞報告書(第26号様式)により行うものとし、主宰者がこれに記名しなければならない。</p> <p>(聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の手続)</p>
<p>第19条 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、聴聞調書等閲覧請求書(第27号様式)を、聴聞の終結前においては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後には市長に提出してこれを行うものとする。</p>	<p>第19条 法第24条第4項、<u>県条例第24条第4項</u>又は条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、聴聞調書等閲覧請求書(第27号様式)を、聴聞の終結前には聴聞の主宰者に、聴聞の終結後には市長に提出してこれを行うものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(弁明の通知)</p> <p>第20条 法第30条又は条例第28条の規定による通知は、弁明通知書(第29</p>	<p>(弁明の通知)</p> <p>第20条 法第30条、<u>県条例第28条</u>又は条例第28条の規定による通知は、弁明</p>

改正後	改正前
<p>号様式) により行うものとする。</p> <p>(弁明書の不提出等の場合における措置)</p> <p>第23条 市長は、<u>法第30条若しくは条例第28条</u>の提出期限までに法第29条第1項若しくは条例第27条第1項の弁明書が提出されない場合又は法第30条若しくは条例第28条の日時に当事者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第24条 <u>第3条第3項及び第4項</u>、第5条、<u>第10条並びに第15条</u>の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、<u>第3条第3項及び第4項中「法第15条第4項又は条例第15条第4項」</u>とあるのは「法第31条又は条例第29条において準用する<u>法第15条第4項又は条例第15条第4項</u>」と、「<u>聴聞</u>」とあるのは「<u>弁明</u>」と、第5条第1項中「<u>法第16条第3項又は条例第16条第3項</u> (法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。)」とあるのは「<u>法第31条又は条例第29条において準用する法第16条第3項又は条例第16条第3項</u>」と、同条第2項中「<u>法第16条第4項又は条例第16条第4項</u> (法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。)」とあるのは「<u>法第31条又は条例第29条において準用する法第16条第4項又は条例第16条第4項</u>」と、第10条第1項中「<u>主宰者</u>」とあるのは「<u>市長</u>」と、「<u>法第20条第2項若しくは法第</u></p>	<p>通知書 (第29号様式) により行うものとする。</p> <p>(弁明書の不提出等の場合における措置)</p> <p>第23条 市長は、<u>法第30条、<u>県条例第28条</u></u>若しくは条例第28条の提出期限までに法第29条第1項、<u>県条例第27条第1項</u>若しくは条例第27条第1項の弁明書が提出されない場合又は法第30条、<u>県条例第28条</u>若しくは条例第28条の日時に当事者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第24条 <u>第3条第2項</u>、第5条、<u>第10条及び第15条</u>の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、<u>第3条第2項中「法第15条第3項、<u>県条例第15条第3項</u></u>又は<u>条例第15条第3項</u>」とあるのは「<u>法第31条、<u>県条例第29条</u></u>又は<u>条例第29条</u>において準用する<u>法第15条第3項、<u>県条例第15条第3項</u></u>又は<u>条例第15条第3項</u>」と、「<u>聴聞</u>」とあるのは「<u>弁明</u>」と、第5条第1項中「<u>法第16条第3項、<u>県条例第16条第3項</u></u>又は<u>条例第16条第3項</u> (法第17条第3項、<u>県条例第17条第3項</u>又は<u>条例第17条第3項</u>において準用する場合を含む。)」とあるのは「<u>法第31条、<u>県条例第29条</u></u>又は<u>条例第29条</u>において準用する<u>法第16条第3項、<u>県条例第16条第3項</u></u>又は<u>条例第16条第3項</u>」と、同条第2項中「<u>法第16条第4項、<u>県条例第16条第4項</u></u>又は<u>条例第16条第4項</u> (法第17条第3項、<u>県条例第17条第3項</u>又は<u>条例第17条第3項</u>において準用する場合を含む。)」とあるのは「<u>法第31</u></p>

改正後	改正前
<p>21条第1項又は条例第20条第2項若しくは条例第21条第1項」とあるのは「法第29条第2項又は条例第27条第2項」と、同条第2項及び第3項中「主宰者」とあるのは「市長」と、第15条中「法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書」とあるのは「法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定による弁明書」と、「聴聞の」とあるのは「弁明の」と、「聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見」とあるのは「弁明の機会の付与に係る事案についての弁明」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第4条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「聴聞期日」とあるのは「弁明日時」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「聴聞期日」とあるのは「弁明日時」と、「当事者、参加人（その時までには法第17条第1項又は条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項又は条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。第8条及び第14条において同じ。）及び参考人（その時までには第12条第4</p>	<p>条、<u>県条例第29条</u>又は条例第29条において準用する法第16条第4項、<u>県条例第16条第4項</u>又は条例第16条第4項」と、第10条第1項中「主宰者」とあるのは「市長」と、「法第20条第2項若しくは法第21条第1項、<u>県条例第20条第2項若しくは県条例第21条第1項</u>又は条例第20条第2項若しくは条例第21条第1項」とあるのは「法第29条第2項、<u>県条例第27条第2項</u>又は条例第27条第2項」と、同条第2項及び第3項中「主宰者」とあるのは「市長」と、第15条中「法第21条第1項、<u>県条例第21条第1項</u>又は条例第21条第1項の規定による陳述書」とあるのは「法第29条第1項、<u>県条例第27条第1項</u>又は条例第27条第1項の規定による弁明書」と、「聴聞の」とあるのは「弁明の」と、「聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見」とあるのは「弁明の機会の付与に係る事案についての弁明」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第4条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「聴聞期日」とあるのは「弁明日時」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「聴聞期日」とあるのは「弁明日時」と、「当事者、参加人（その時までには法第17条第1項、<u>県条例第17条第1項</u>又は条例第17条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項、<u>県条例第17条第1項</u>又は条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。第8条及び第14条において同</p>

改正後	改正前
項の求めを受諾している者に限る。第8条及び第14条において同じ。）」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。	じ。)及び参考人(その時までに第12条第4項の求めを受諾している者に限る。第8条及び第14条において同じ。）」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第2号様式中「名あて人」を「名宛人」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

大府市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第13号

大府市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の職の設置に関する規則（昭和49年大府市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、大府市に次の職を置く。</p> <p>部長、主席指導主事、担当部長、<u>推進監</u>、参事、次長、調整監、課長、事務局長、室長、担当課長、主幹、<u>市民活動ボランティアセンター館長</u>、ふれ愛サポートセンター館長、防災学習センター館長、課長補佐、室長補佐、副主幹、指導主事、指導保育士、こどもステーション所長、係長、主査、公民館長、保育園長、こども交流センター館長、こども幸齢者交流センター館長、主任、園長補佐、館長補佐、こどもステーション所長補佐、主事、主事補、技師、技師補、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、児童厚生員、用務員、給食調理員、作業員及び雇</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、大府市に次の職を置く。</p> <p>部長、主席指導主事、担当部長、参事、次長、調整監、課長、事務局長、室長、担当課長、主幹、ふれ愛サポートセンター館長、防災学習センター館長、課長補佐、室長補佐、副主幹、指導主事、指導保育士、こどもステーション所長、係長、主査、公民館長、保育園長、こども交流センター館長、こども幸齢者交流センター館長、主任、園長補佐、館長補佐、こどもステーション所長補佐、主事、主事補、技師、技師補、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、児童厚生員、用務員、給食調理員、作業員及び雇</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第14号

大府市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の定年等に関する規則（令和5年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</p> <p>第7条 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。</p> <p>(1) 公共施設等の特定管理監督職群 <u>市民活動ボランティアセンター</u>の館長、防災学習センターの館長、ふれ愛サポートセンターの館長、歴史民俗資料館の館長及び公民館の館長</p> <p>(2) 略</p>	<p>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</p> <p>第7条 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。</p> <p>(1) 公共施設等の特定管理監督職群 防災学習センターの館長、ふれ愛サポートセンターの館長、歴史民俗資料館の館長及び公民館の館長</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第15号

大府市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

大府市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則（昭和50年大府市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
政策法務推進アドバイザー	1回15,000円	政策法務推進アドバイザー	1回15,000円
人権施策推進アドバイザー		人権施策推進アドバイザー	
<u>被措置児童等虐待対策アドバイザー</u>			
産業医（ストレスチェックを実施する場合）	<u>月額53,200円</u>	産業医（ストレスチェックを実施する場合）	<u>月額50,000円</u>
ストレスチェックの結果に基づく面接指導	<u>1回8,700円</u>	ストレスチェックの結果に基づく面接指導	<u>1回8,200円</u>
長時間にわたる労働に関する面接指導	<u>1回8,000円</u>	長時間にわたる労働に関する面接指導	<u>1回7,500円</u>
職務環境に関する相談指導	<u>1回8,000円</u>	職務環境に関する相談指導	<u>1回7,500円</u>

改正後		改正前	
産業医(ストレスチェックを実施しない場合)	<u>月額42,500円</u>	産業医(ストレスチェックを実施しない場合)	<u>月額40,000円</u>
長時間にわたる労働に関する面接指導	<u>1回8,000円</u>	長時間にわたる労働に関する面接指導	<u>1回7,500円</u>
職務環境に関する相談指導	<u>1回8,000円</u>	職務環境に関する相談指導	<u>1回7,500円</u>
ストレスチェック実施医師	<u>年額127,600円</u>	ストレスチェック実施医師	<u>年額120,000円</u>
ストレスチェックの結果に基づく面接指導	<u>1回8,700円</u>	ストレスチェックの結果に基づく面接指導	<u>1回8,200円</u>
個別予防接種医師	<u>1回2,200円</u>	個別予防接種医師	<u>1回2,100円</u>
心の健康相談医師	<u>1回8,700円</u>	心の健康相談医師	<u>1回8,200円</u>
育成医療審査嘱託医師	<u>1回46,600円</u>	育成医療審査嘱託医師	<u>1回43,800円</u>
認知症連携嘱託医師	<u>月額77,400円</u>	認知症連携嘱託医師	<u>月額72,800円</u>
児童扶養手当障がい判定医	<u>1回13,800円</u>	児童扶養手当障がい判定医	<u>1回13,000円</u>
発達支援センター嘱託医師	<u>年額148,100円</u>	発達支援センター嘱託医師	<u>年額139,300円</u>
	<u>1回46,600円</u>		<u>1回43,800円</u>
発達支援センター嘱託歯科医師	<u>年額108,000円</u>	発達支援センター嘱託歯科医師	<u>年額101,600円</u>
	<u>1回44,600円</u>		<u>1回42,000円</u>
保育所嘱託医師	<u>年額148,100円</u>	保育所嘱託医師	<u>年額139,300円</u>
	<u>1回46,600円</u>		<u>1回43,800円</u>
保育所嘱託歯科医師	<u>年額108,000円</u>	保育所嘱託歯科医師	<u>年額101,600円</u>
	<u>1回44,600円</u>		<u>1回42,000円</u>
生活保護等嘱託医師	<u>月額77,400円</u>	生活保護等嘱託医師	<u>月額72,800円</u>

改正後		改正前	
保健センター所長	月額89,100円	保健センター所長	月額83,800円
歯科検診歯科医師	1回44,600円	歯科検診歯科医師	1回42,000円
健康診査医師	1回46,600円	健康診査医師	1回43,800円
母子健康相談医師	1回69,800円	母子健康相談医師	1回65,700円
学校産業医（ストレスチェックを実施する場合）	月額52,600円	学校産業医（ストレスチェックを実施する場合）	月額49,500円
ストレスチェックの結果に基づく面接指導	1回8,700円	ストレスチェックの結果に基づく面接指導	1回8,200円
長時間にわたる労働に関する面接指導	1回8,000円	長時間にわたる労働に関する面接指導	1回7,500円
学校産業医（ストレスチェックを実施しない場合）	月額42,000円	学校産業医（ストレスチェックを実施しない場合）	月額39,500円
長時間にわたる労働に関する面接指導	1回8,000円	長時間にわたる労働に関する面接指導	1回7,500円
学校医師	1回46,600円	学校医師	1回43,800円
学校歯科医師	1回44,600円	学校歯科医師	1回42,000円
学校嘱託医師（教職員の健康診断結果を判定する場合）	年額348,600円		
	1回46,600円		
	教職員1人につき1,250円		
学校嘱託医師（教職員の健康診断結果を判定しない場合）	年額348,600円	学校嘱託医師	年額327,900円

改正後		改正前	
	<u>1回46,600円</u>		<u>1回43,800円</u>
学校嘱託歯科医師	<u>年額216,100円 + (680円 ×生徒数) + (管理料 67,500円)</u>	学校嘱託歯科医師	<u>年額203,300円 + (640円 ×生徒数) + (管理料 63,500円)</u>
学校薬剤師	<u>年額193,700円</u> <u>1回43,600円</u>	学校薬剤師	<u>年額182,200円</u> <u>1回41,000円</u>
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第16号

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年大府市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(宿日直勤務に係る報酬)						(宿日直勤務に係る報酬)					
第11条 宿日直勤務に係る報酬の額は、勤務1回当たり条例第7条第3項の						第11条 宿日直勤務に係る報酬は、勤務1回当たり条例第7条第2項に規定					
<u>規定により計算して得た額から、当該額に最低賃金法施行規則（昭和34</u>						<u>する日額で報酬を定める職員の報酬の額とする。</u>					
<u>年労働省令第16号）第5条に規定する断続的労働に従事する者に係る最低</u>											
<u>賃金の減額の率に準じて市長が定める率を乗じて得た額を減じた額に、当</u>											
<u>該勤務に係る勤務時間を乗じて得た額とする。</u>											
別表第3（第4条関係） 職種別基準表						別表第3（第4条関係） 職種別基準表					
職種	報酬表	基礎号給		上限		職種	報酬表	基礎号給		上限	
		職務の 級	号給	職務の 級	号給			職務の 級	号給		
市長車等運転専門員	(2)	1	1	1	9	市長車等運転専門員	(2)	1	1	1	5

改正後						改正前					
環境美化専門員	略	略	略	略	略	環境美化指導員	略	略	略	略	略
保育所給食調理員兼用務員	(2)	1	1	1	<u>9</u>	保育所給食調理員兼用務員	(2)	1	1	1	<u>7</u>
I C T支援員	(1)	<u>2</u>	<u>41</u>	<u>2</u>	<u>49</u>	I C T支援員	(1)	<u>1</u>	<u>65</u>	<u>1</u>	<u>73</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
一般パート（事務）兼学校用務員	<u>(1)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	学校用務員	<u>(2)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>7</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第17号

大府市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

大府市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年大府市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務の表</p> <p>行政職給料表（1）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="219 890 398 954">職務の級</th><th data-bbox="398 890 1072 954">等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="219 954 398 1018">略</td><td data-bbox="398 954 1072 1018">略</td></tr><tr><td data-bbox="219 1018 398 1142">6級</td><td data-bbox="398 1018 1072 1142"><u>1</u> 会計管理者の職務 <u>2～6</u> 略</td></tr><tr><td data-bbox="219 1142 398 1327">7級</td><td data-bbox="398 1142 1072 1327">1 略 <u>2</u> 略</td></tr><tr><td data-bbox="219 1327 398 1391">略</td><td data-bbox="398 1327 1072 1391">略</td></tr></tbody></table>	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	略	略	6級	<u>1</u> 会計管理者の職務 <u>2～6</u> 略	7級	1 略 <u>2</u> 略	略	略	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務の表</p> <p>行政職給料表（1）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1180 890 1359 954">職務の級</th><th data-bbox="1359 890 2033 954">等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1180 954 1359 1018">略</td><td data-bbox="1359 954 2033 1018">略</td></tr><tr><td data-bbox="1180 1018 1359 1142">6級</td><td data-bbox="1359 1018 2033 1142"><u>1～5</u> 略</td></tr><tr><td data-bbox="1180 1142 1359 1327">7級</td><td data-bbox="1359 1142 2033 1327">1 略 <u>2</u> 会計管理者の職務 <u>3</u> 略</td></tr><tr><td data-bbox="1180 1327 1359 1391">略</td><td data-bbox="1359 1327 2033 1391">略</td></tr></tbody></table>	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	略	略	6級	<u>1～5</u> 略	7級	1 略 <u>2</u> 会計管理者の職務 <u>3</u> 略	略	略
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務																				
略	略																				
6級	<u>1</u> 会計管理者の職務 <u>2～6</u> 略																				
7級	1 略 <u>2</u> 略																				
略	略																				
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務																				
略	略																				
6級	<u>1～5</u> 略																				
7級	1 略 <u>2</u> 会計管理者の職務 <u>3</u> 略																				
略	略																				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第18号

大府市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の給与の支給等に関する規則（昭和45年大府市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第5条 条例第10条第1項の規定により管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の月額、次の表に掲げる額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>	<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第5条 条例第10条第1項の規定により管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の月額、次の表に掲げる額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>

改正後		改正前	
職員	支給額	職員	支給額
職務の級 7 級の職員（参事及びこれに相当する職にある者に限る。）	73,000円	職務の級 7 級の職員（参事、会計管理者及びこれに相当する職にある者に限る。）	73,000円
2・3 略 (扶養手当の支給)		2・3 略 (扶養手当の支給)	
第6条 略		第6条 略	
2・3 略		2・3 略	
4 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。		4 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。	
(1) 略		(1) 略	
(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者		(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者	
(3) 略		(3) 略	
5～10 略		5～10 略	
第11条 略		第11条 略	
第11条の2 条例第15条第2項第2号の市長が規則で定める額は、次の各号			

改正後	改正前
に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) 片道5キロメートル未満 2,000円	
(2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円	
(3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円	
(4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円	
(5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円	
(6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円	
(7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円	
(8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円	
(9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円	
(10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円	
(11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円	
(12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円	
(13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円	
(14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円	
(15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円	
(16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円	
(17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円	
(18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円	
(19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円	

改正後	改正前
(20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円 (21) 片道100キロメートル以上 66,400円 第11条の3 略 第11条の4 略	第11条の2 略 第11条の3 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第19号

大府市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年大府市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本給月額に準ずる額)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(在職期間の通算)</u></p> <p><u>第6条の2 条例第7条第5項の市長が規則で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 任命権者間の協議により、競争試験以外の方法により任用するとき。</u></p> <p><u>(2) その他市政運営上、特に必要と認めるとき。</u></p>	<p>(基本給月額に準ずる額)</p> <p>第6条 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第20号

大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則

大府市出納員等に関する規則（昭和46年大府市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
設置箇所	所掌事務	設置箇所	所掌事務
税務課	1～3 略	税務課	1～3 略
納税推進室	<u>1 納税証明手数料の収納にすること。</u> <u>2 市税、延滞金等の収納にすること。</u>		<u>4 市税、延滞金等の収納にすること。</u>
協働推進課	1 略 <u>2 市民活動ボランティアセンター使用料の収納にすること。</u> 3 略	協働推進課	1 略 <u>2 公民館及びいきいきプラザ使用料の収納にすること。</u> 3 略

改正後		改正前	
	<p><u>4 市民活動ボランティアセンター複写機使用実費の収納に関すること。</u></p> <p><u>5 ワンデイシェフ事業収入の収納に関すること。</u></p>		<p><u>4 公民館等複写機使用実費の収納に関すること。</u></p> <p><u>5 学校開放施設（大東小学校の家庭科室及び交流ホールに限る。）使用料の収納に関すること。</u></p> <p><u>6 刊行物の売払代金の収納に関すること。</u></p>
生涯学習課	<p><u>1 公民館及びいきいきプラザ使用料の収納に関すること。</u></p> <p><u>2 各種教室等受講料の収納に関すること。</u></p> <p><u>3 公民館等複写機使用実費の収納に関すること。</u></p> <p><u>4 学校開放施設（大東小学校の家庭科室及び交流ホールに限る。）使用料の収納に関すること。</u></p> <p><u>5 刊行物の売払代金の収納に関すること。</u></p>		
ゼロカーボン推進課	略	環境課	略
地域福祉課		地域福祉課	<u>1 診療報酬明細書等の開示に係る複写機使用実</u>

改正後	
	1・2 略
福祉まるごと 相談課	1 略 2 <u>診療報酬明細書等の開示に係る複写機使用実費の収納に関すること。</u> 3 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく返還金及び徴収金の収納に関すること。</u>
略	略
保険医療課	略
健康未来拠点 整備室	1 <u>各種教室等受講料の収納に関すること。</u>
消防本部予防 課	1～4 略 5 <u>シティプロモーション関連グッズの売払代金の収納に関すること。</u>

別表第3（第5条関係）

改正前	
	<u>費の収納に関すること。</u> 2・3 略
福祉まるごと 相談室	1 略
略	略
保険医療課	略
健康未来政策 課	1 <u>健康プログラム参加料の収納に関すること。</u>
消防本部予防 課	1～4 略

別表第3（第5条関係）

改正後

(その1) 略

(その2)

使用印番号	領収印使用者	所属課等
4	納税推進室長	納税推進室
5	納税推進室主査	納税推進室
6	納税推進室係員	納税推進室
略	略	略
略	略	略
9	納税推進室係員	納税推進室
10	納税推進室係員	納税推進室
15	略	略
16	保護係長	福祉まるごと相談課
略	略	略
18	館長	福祉まるごと相談課 (ふれ愛サ ポートセンター)
22	略	略

改正前

(その1) 略

(その2)

使用印番号	領収印使用者	所属課等
4	税務課担当課長	税務課
5	納税係長	税務課
6	納税係員	税務課
略	略	略
略	略	略
9	納税係員	税務課
10	納税係員	税務課
15	略	略
略	略	略
18	館長	福祉まるごと相談室 (ふれ愛サ ポートセンター)
22	略	略

改正後			改正前		
23	健康未来拠点整備 室主査	健康未来拠点整備室			
24	略	略	24	略	略
29	環境衛生係長	ゼロカーボン推進課	29	環境衛生係長	環境課
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
32	生涯学習課長	生涯学習課 (いきいきプラザ)	32	協働推進課担当課 長	協働推進課 (いきいきプラザ)
43	協働推進係長	協働推進課	43	協働推進生涯学習 係長	協働推進課
44	納税推進室係員	納税推進室	44	納税係員	税務課
45	館長	生涯学習課 (大府公民館)	45	館長	協働推進課 (大府公民館)
46	館長	生涯学習課 (共長公民館)	46	館長	協働推進課 (共長公民館)
47	館長	生涯学習課 (森岡公民館)	47	館長	協働推進課 (森岡公民館)
48	館長	生涯学習課 (神田公民館)	48	館長	協働推進課 (神田公民館)
49	館長	生涯学習課 (東山公民館)	49	館長	協働推進課 (東山公民館)

改正後			改正前		
			58	健康都市こども政策係長	健康未来政策課
59	館長	生涯学習課（吉田公民館）	59	館長	協働推進課（吉田公民館）
60	館長	生涯学習課（長草公民館）	60	館長	協働推進課（長草公民館）
61	館長	生涯学習課（横根公民館）	61	館長	協働推進課（横根公民館）
67	館長	生涯学習課（北山公民館）	67	館長	協働推進課（北山公民館）
70	納税推進室係員	納税推進室	70	納税係員	税務課
略	略	略	略	略	略
72	納税推進室係員	納税推進室	72	納税係員	税務課
73	納税推進室主査	納税推進室	73	納税係員	税務課

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第21号

大府市財産管理規則の一部を改正する規則

大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(物品の集中購入等)</p> <p>第25条 物品購入に関する事務を統括する課等の長は、大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）第2条に規定する課及び<u>第2条の2に規定する部内室、消防機関、社会福祉事務所、議会の事務局、委員の事務局並びに委員会の事務局</u>（以下「各課等」という。）において多量に使用する物品で一括して購入することが適当であると認めるもの及びその他必要と認める物品については、あらかじめ一括購入することができる。</p> <p>(物品の購入による取得)</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各課等の長は、次に掲げる物品を直接購入することができる。この場合において、第18号及び第19号に定める物品の購入にあつては物品購入依頼書兼物品出納簿（第2号様式の2）により、第</p>	<p>(物品の集中購入等)</p> <p>第25条 物品購入に関する事務を統括する課等の長は、大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）第2条に規定する課及び消防機関、社会福祉事務所、議会の事務局、委員の事務局<u>及び委員会の事務局</u>（以下「各課等」という。）において多量に使用する物品で一括して購入することが適当であると認めるもの及びその他必要と認める物品については、あらかじめ一括購入することができる。</p> <p>(物品の購入による取得)</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各課等の長は、次に掲げる物品を直接購入することができる。この場合において、第18号及び第19号に定める物品の購入にあつては物品購入依頼書兼物品出納簿（第2号様式の2）により、第</p>

改正後	改正前
<p>22号及び第23号に定める物品の購入にあつては物品購入等依頼書により決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) 消防機関、保健センター、歴史民俗資料館、公民館、<u>市民活動ボランティアセンター、防災学習センター</u>、ふれ愛サポートセンター、こども交流センター、こども幸齢者交流センター又はこどもステーションの用に供する予定価格10万円以下の物品又は単価契約物品で、歳出予算の報償費又は需用費によって購入する物品</p> <p>(23) 略</p> <p>(備品の整理)</p>	<p>22号及び第23号に定める物品の購入にあつては物品購入等依頼書により決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) 消防機関、保健センター、歴史民俗資料館、公民館、ふれ愛サポートセンター、こども交流センター、こども幸齢者交流センター又はこどもステーションの用に供する予定価格10万円以下の物品又は単価契約物品で、歳出予算の報償費又は需用費によって購入する物品</p> <p>(23) 略</p> <p>(備品の整理)</p>
<p>第32条 各課等の長は、物品出納員又は物品取扱員から次に掲げる備品を受け入れたときは、備品台帳（第5号様式）に別表第2に定める区分によりこれを記載しなければならない。</p>	<p>第32条 各課等の長は、物品出納員又は物品取扱員から次に掲げる備品を受け入れたときは、備品台帳（第5号様式）に別表第2に定める区分によりこれを記載しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるものを除き、<u>備品購入費によって購入するもの</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるものを除き、<u>取得価格が3万円以上のもの</u></p> <p>(4) 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>別表第2（第32条関係）</p> <p>備品分類表</p>	<p>別表第2（第32条関係）</p> <p>備品分類表</p>
<p>(1) 款</p>	<p>(1) 款</p>

改正後		改正前	
款	款名称	款	款名称
21	略	21	略
22	納税推進室		
23	略	23	略
24	略	24	略
26	略	26	略
30	生涯学習課		
31	略	31	略
32	ゼロカーボン推進課	32	環境課
37	健康未来推進課	37	健康未来政策課
38	略	38	略
39	略	39	略
40	福祉まるごと相談課	40	福祉まるごと相談室
50	市街地整備室	50	中心市街地整備室
153	市民活動ボランティアセンター	153	市民活動センター

改正後	改正前
(2) 略	(2) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第32条第1項第3号の規定は、この規則の施行の日以後に受け入れる備品について適用し、同日前に受け入れた備品については、なお従前の例による。

大府市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第22号

大府市税条例施行規則の一部を改正する規則

大府市税条例施行規則（昭和45年大府市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任を受けた市職員)</p> <p>第2条 条例第2条第1号に規定する「その委任を受けた市職員」とは、総務部税務課及び納税推進室に勤務する職員をいう。</p>	<p>(委任を受けた市職員)</p> <p>第2条 条例第2条第1号に規定する「その委任を受けた市職員」とは、総務部税務課に勤務する職員をいう。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第23号

大府市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大府市生活保護法施行細則（平成12年大府市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(決定通知書等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法第24条第3項の保護の申請を却下する場合の書面は、<u>保護申請却下通知書</u>（第19号様式）によるものとする。</p> <p>(資料提供等依頼書等)</p> <p>第7条 法第29条第1項の規定により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、生活保護法<u>第29条</u>の規定に基づく<u>調査</u>について（第23号様式）によるものとする。</p> <p>2 所長は、要保護者の扶養義務者に対して扶養義務の履行について照会するときは、生活保護法による保護の決定に伴う<u>扶養義務</u>について（第24号様式）によるものとする。</p>	<p>(決定通知書等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法第24条第3項の保護の申請を却下する場合の書面は、<u>保護却下通知書</u>（第19号様式）によるものとする。</p> <p>(資料提供等依頼書等)</p> <p>第7条 法第29条第1項の規定により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、生活保護法<u>第29条第1項</u>の規定に基づく<u>資料の提供等</u>について（第23号様式）によるものとする。</p> <p>2 所長は、要保護者の扶養義務者に対して扶養義務の履行について照会するときは、生活保護法による保護の決定に伴う<u>扶養の可否</u>について（第24号様式）によるものとする。</p>

改正後	改正前
3・4 略	3・4 略

第1号様式から第3号様式まで、第5号様式、第9号様式から第24号様式まで、第28号様式から第30号様式まで及び第33号様式から第35号様式までを次のように改める。

面接記録票

面接年月日		面接員	
受付番号		地区担当員	

要保護者	フリガナ氏名		電話番号	
	住所			
相談者	フリガナ氏名		要保護者との関係	
	住所		電話番号	

世帯構成										
フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	国籍	在留資格	他法	収入種別	収入金額	備考

保護歴の有無	
保護歴 1	
保護歴 2	
保護歴 3	

相談経路／内容／理由等

--

住居 住居種別／家賃／地代等

--

扶養義務者			
氏名(フリガナ)	続柄	住所	電話番号

資産						
氏名(フリガナ)	不動産	生命保険	自動車	手持ち金	預貯金	その他資産

負債					
氏名(フリガナ)	福祉貸付金	借入金	住宅ローン	車ローン	その他負債

制度の説明					
面接結果					
交付書類	<input type="checkbox"/> 保護申請書 <input type="checkbox"/> 収入申告書 <input type="checkbox"/> 資産申告書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 家賃・間代・地代証明書 <input type="checkbox"/> 給与証明書 <input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書 <input type="checkbox"/> 葬祭扶助申請書 <input type="checkbox"/> その他				
急迫状態の判断	ライフラインの停止・滞納状況				
	国民健康保険等の滞納状況				
面接員所見					
緊急処理の必要性			申請意思		
備考					

面接記録票(別紙)

面接年月日		受付番号		
-------	--	------	--	--

保護台帳

世帯情報

地区名		地区担当員名		ケース番号	
訪問格付		世帯類型		労働力類型	
併単区分		支給先		費用区分	
緊急連絡先					
世帯主氏名(カナ)	()	電話番号			
居住地					
前住所					
住民票上の住所					
本籍					

保護歴	開始年月日	廃止年月日	保護実施機関

世帯構成状況

フリガナ 世帯員氏名	マイナンバー カード	国籍	続柄	性別	生年月日	年齢	学校情報	職業		心身の 状況	医療 他法	国民 年金	備考
								特技	現職				

(社会環境)

地区民生委員	
--------	--

世帯分離の状況

世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	学校情報	宛名番号	世帯分離日	分離要件	備考

世帯の転入転出者の状況

氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	転入・転出原因	転入・転出年月日	住居	家族との関係

住居の状況

住宅	住宅種別		構造	
居住開始日				
契約期間	～			
広さ	延面積		間取り	
宅地面積				
畳数				
固定資産税の減免				
家賃・地代・管理費・共益費	家賃		管理費・共益費	
	地代 年額		地代 月額	
敷金				
更新料				
家主・地主 氏名				
家主・地主 住所				
住宅設備	水道設備		配電設備	
	便所		風呂	
	エアコン設備			
衛生等の状況				
備考				

資産の状況

土地	所有者	所在地	種別	面積(m ²)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考
建物	所有者	所在地	種別	面積(m ²)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考

借地	種別	面積	所有者の住所氏名	借地料	備考

その他(動産)	所有者	品名	数量	時価(見積額)	保有の可否	処分状況	備考

手帳交付状況

氏名	種類	交付開始日	有効期限	記号番号	等級	障害名	備考

精神・結核状況

氏名	種類	対象医療機関	有効期間	備考

介護保険状況

被保険者名	被保険者区分	被保険者番号	保険者	要介護度	初回認定日	認定有効期間	備考

注 被保険者区分欄は、第1号(普通徴収、特別徴収)又は第2号の別を記載する。

特別基準設定状況

一時扶助				住宅費・その他		
給付年月日	種類	数量	金額	給付年月日	種類	金額

その他

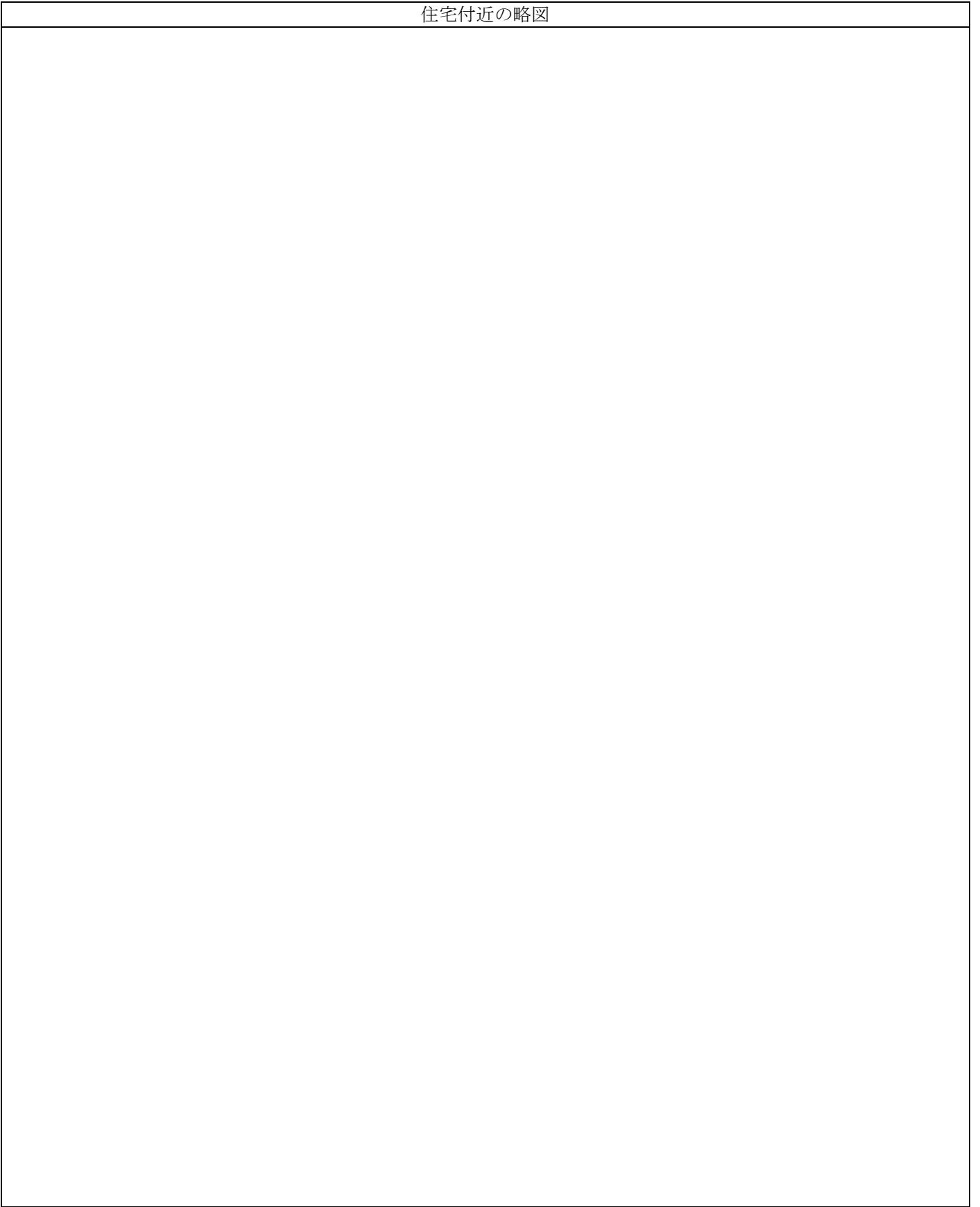
その他

世帯の家系図

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for drawing a household family tree diagram.

保護台帳 別紙2

住宅付近の略図



ケース番号		世帯主名	
-------	--	------	--

--

大府市社会福祉事務所長 殿

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ				現在のところへ住み始めた時期 年 月 日						
家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
	1			世帯主						
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
家族のうち別なところに住んでいる者があるときはその者の名前と住んでいるところ										
資産の状況（別添1）			収入の状況（別添2）			関係先照会への同意（別添3）				
援助を受ける者の状況	世帯主又は家族との関係	氏名	住所				今まで受けた援助及び将来の見込			
保護を申請する理由（具体的に記入してください。）										
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 年 月 日 住所 氏名 保護を受けようとする者との関係 () </div>										

(記入上の注意)

1. ※押印欄には記入しないでください。
2. 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
3. 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注)この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

(表面)
生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。

大府市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

死亡者との関係

記

死 者	氏 名	年 月 日生		葬祭を行う 者との関係	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	死亡時の住 所又は居所		
葬 祭 予 定 日			年 月 日		
葬 祭 費		遺 留 金 額	差 引 不 足 額	備 考	

収入申告書

大府市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区分	当月分 (見込額)	前3か月分		
				()月分	()月分	()月分
		収入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費 (前月分)	①					
	②					
主要内容	③					

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

	種別	収入額
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、 その他()	月額 円
		年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、 その他()	月額 円
		年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、 その他()	月額 円
		年額 円

3 仕送りによる収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

	内容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入 円	
	現物による収入 米、野菜、魚介、肉、その他 (もらったものを○で囲んで下さい。) Kg	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

4 その他の収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

有・無	内容		収入
	生命保険等の給付金		円
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	その他		円

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は記入する必要はありません。)

氏名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

（表面）
資産申告書

大府市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

		延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
土地	(1) 宅 地	有・無			有・無
	(2) 田 畑	有・無			有・無
	(3) 山 林 その他	有・無			有・無
建 物	(1)	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
	持家 居住用 借家・借間 <small>（いずれかを ○で囲んで 下さい。）</small>			(家賃 円)	有・無
	(2) その他	有・無			有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現金	有・無				円
預貯金	有・無	預金先	口座番号	口座氏名	預貯金額
有価証券	有・無	種類	額面	評価概算額	

（記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。）

(裏面)

		契約先	契約金	保険料
生命保険	有・無			
その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自動車 (自動二輪・原動機 付き自転車を含む)	有・無	使用状況 使用 未使用	所有者氏名	車種	排気量	年式
貴金属	有・無	品名				
その他 高価なもの	有・無					

4 負債(借金)

有・無	金額	借入先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
 - ③ 貴金属は例えば「ダイヤの指輪」等と記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (6) 資産のうち証明書等の取れるもの(例えば預貯金通帳の写し、保険証書の写し等)は、この申告書に必ず添付して下さい。

大府市社会福祉事務所長 殿

同意書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

※保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住所

氏名

給与証明書

年 月 日

大府市社会福祉事務所長 殿

住所
事業所(雇主)
電話番号

次のとおり証明します。

氏名			(歳)	職職 名務 及内 び容			
居住地							
給与額	基本給		円	控除額	所得税		円
	日給(日分)				健康保険料		
	家族手当				厚生年金保険料		
	地域手当				雇用保険料		
	手当						
	交通費						
	小計(イ)					小計(ロ)	
差引支給額(イ) - (ロ)				摘要			
前2月の		月分					
手取額		月分					
<p>(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから御注意下さい。</p>							

大府市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

住宅補修計画書

建物の 規模構造						
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品名	規模	単価×数量=金額			備考
			単価	数量	金額	
見積 者	見積年月日		年 月 日			
	住所					
	氏名					

大府市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

生業計画書

1 生業計画の内容(誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか)

2 生業に必要なものの品と金額

3 生業の見通し

(1) 収入を上げる時期

(2) 収入見込額

(3) 収入を上げるために必要な材料代その他の費用

(4) 利益 (2)から(3)を引いた額

年 月 日

大府市社会福祉事務所長 印

保護決定（変更）通知書

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	扶助	扶助	合計(a)
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助(b)						合計(c=a+b)
種類						
金額	円	円	円	円	円	
支給区分						円
cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額)						費用徴収額
	円	円	円	円	円	円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります。						
本人支払額						円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円

4. 備考

備考

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 - (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として(訴訟において大府市を代表する者は大府市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
 - ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 扶助金を受取るときにはこの通知書が必要ですから忘れないように持参して下さい。

大府市社会福祉事務所長 印

保護廃止（停止）通知書

生活保護法による生活保護の廃止（停止）について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間 年 月 日 年 月 日
- 2 廃止する時期 年 月 日
- 3 理由

（備考）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

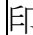
また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として（訴訟において大府市を代表する者は大府市長となります。）

この決定の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

大府市社会福祉事務所長 

保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)


また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として(訴訟において大府市を代表する者は大府市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

1 却下の理由

2 この通知が申請後14日を経過した事由

検診命令書

大府市社会福祉事務所長 

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
住所

担当医師等氏名
- 4 検診理由
- 5 備 考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第 28 条第 1 項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第 5 項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、大府市社会福祉事務所に相談して下さい。

大府市社会福祉事務所長 殿

検診書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

年 月 日

医療機関の所在地及び名称
院（所）長
担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員
特記事項

※福祉事務所 大府市社会福祉事務所
嘱託医意見

(注意)

この検診書は、大府市社会福祉事務所長あてに直接送付して下さい。

大府市社会福祉事務所長 殿

検診料請求書

年 月 日

医療機関の所在地

及び名称

院(所)長氏名

次のとおり請求します。

受診者		(満 歳) ()	
居住地			
請 求 額	診察料	点	(検査名等)
	検診料	点	
	文書料	円	
	合計	円	

(注意) この請求書により、直接大府市社会福祉事務所長に請求して下さい。

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

（参考）生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

（1）要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

（2）前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

（1）～（3）（略）

（4）要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

（5）（略）

（参考2）生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

年 月 日

大府市社会福祉事務所長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について(照会)

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により 年 月 日までにご回答下さい。

要(被)保護者

(特記事項)

(参考)

- 生活保護法第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 民法第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

大府市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

扶養届書

住所

氏名

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な **こども** の預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
	理由
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先(電話番号)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可
	理由
将来的な援助の意思	有 ・ 無
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
援助の方法・程度	① 金銭により毎月(年)・ _____円を送付します。 ② 物品により毎月(年) _____を _____程度送付します。 ③ 氏名 _____を引き取って扶養します。 ④ その他 _____

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
	本人				円
上記のうち _____ についての ① 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ② 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (_____ 円)					
(2) 資産の状況	有 ・ 無	①家屋 m ² (坪)	②宅地 m ² (坪)	③田畑 m ² (坪)	④山林等 m ² (坪)
(3) 負債の状況	有 ・ 無	負債の内容	返済月(年)額	返済の終了予定	
		住宅ローン	円		
		その他()			
(4) 健康保険等の加入状況		①国民健康保険 ②健康保険 ③共済() ④その他()			
上記で①以外に加入している場合 _____ については被扶養者として ①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり					

(記入上の注意)

- 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

年 月 日

就労自立給付金申請書

大府市社会福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由
2. 添付書類
3. 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)

4. 公金受取口座の利用について(どちらか1つを選択してください)

利用する 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

第 29 号様式 (第 11 条関係)

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書													
地 区 名	就 労 自 立 番 号	ケ ー ス 番 号	世 帯 主 名			支 払 方 法	決 定 内 容	適 用 年 月 日					
起 案 年 月 日		決 裁 年 月 日			送 付 年 月 日								
決 裁													
就 労 自 立 給 付 金 決 定 伺 調書のとおり決定し例文により通知してよいでしょうか。													
決 定 理 由													
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄													
NO	名 前	収 入 認 定 開 始 月	算 定 対 象 月 収 入 充 当 額 積 立 額	率	算 定 対 象 月 収 入 充 当 額 積 立 額	率	算 定 対 象 月 収 入 充 当 額 積 立 額	率	算 定 対 象 月 収 入 充 当 額 積 立 額	率	算 定 対 象 月 収 入 充 当 額 積 立 額	率	積 立 合 計 額
		年 月											
		年 月											
		年 月											
		年 月											
		年 月											
※ 積立合計額は各算定対象月の積立額を合算し、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。													
積立総額													
世帯構成													
上限額													
支給額													

大府市社会福祉事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由

- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

（備考）

- （1） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対し審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- （2） 上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として（訴訟において大府市を代表する者は大府市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- （3） 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

年 月 日

大府市社会福祉事務所長 印

進学・就職準備給付金 決定通知書

生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法、通学・通勤区分
支給額
支給日
支給方法
通学・通勤区分
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この通知が申請書受理後 14 日を経過した事由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、愛知県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大府市を被告として(訴訟において大府市を代表する者は大府市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して 50 日(50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日)を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

第 34 号様式 (第 16 条関係)

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨
の申出書

(生活保護法第 77 条の 2 第 1 項に基づく徴収金の場合)

大府市社会福祉事務所長 殿

私は、
分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)より、毎月
円を
年
月
日付費用徴収決定通知による法第 77 条の 2 第 1 項
の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付
するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨
の申出書

（生活保護法第 78 条第 1 項に基づく徴収金の場合）

大府市社会福祉事務所長 殿

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第 78 条の 2 に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第 78 条第 1 項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 78 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

年 月 日

住所

氏名

年 月 日

私は、本申出に基づき 分からの保護金品等より 円を 付
費用徴収決定通知による法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市生活保護法施行細則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市生活保護法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第24号

大府市中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則

大府市中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成20年大府市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第28号様式中「地域福祉課」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の規定に基づいて作成されている第28号様式による用紙は、改正後の大府市中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第25号

大府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則（令和5年大府市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(指定の申請等)</u></p> <p><u>第2条 法第21条の5の15第1項の規定による指定の申請又は法第21条の5の16第4項の規定により準用される法第21条の5の15第1項の規定による指定の更新の申請は、指定障害児通所支援事業者指定（更新）申請書（第1号様式）に市長が定める書類を添付して行うものとする。</u></p> <p><u>(指定の変更の申請)</u></p> <p><u>第3条 法第21条の5の20第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害児通所支援事業者指定変更申請書（第2号様式）に市長が定める書類を添付して行うものとする。</u></p> <p><u>(再開等の届出)</u></p>
<p><u>第2条 法第21条の5の20第3項の規定による事業の再開の届出又は同条第4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、廃止・休止・再開</u></p>	<p><u>(変更の届出等)</u></p> <p><u>第4条 法第21条の5の20第3項の規定による変更の届出は、変更届出書（第3号様式）により行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>届出書（別記様式）により行うものとする。</u></p> <p>（公示）</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>（愛知県等への情報提供）</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第5条</u> 略</p>	<p><u>2 法第21条の5の20第3項の規定による事業の再開の届出又は同条第4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、廃止・休止・再開届出書（第4号様式）により行うものとする。</u></p> <p>（公示）</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>（愛知県等への情報提供）</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第7条</u> 略</p>

第1号様式から第3号様式までを削る。

第4号様式中「第4号様式（第4条関係）」を「別記様式（第2条関係）」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第26号

大府市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市子ども医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年大府市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第5条に規定する子ども医療費受給者証(第1号様式。以下「受給者証」という。)の交付を受けようとする者は、子ども医療費受給者証交付申請書(第2号様式)に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。</p> <p>(添付書類の省略)</p>	<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第5条に規定する子ども医療費受給者証(第1号様式<u>及び第1号様式の2</u>。以下「受給者証」という。)の交付を受けようとする者は、子ども医療費受給者証交付申請書(第2号様式)に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、<u>次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる受給者証を交付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども</u> 第1号様式</p> <p>(2) <u>前号に掲げる子ども以外の子ども</u> 第1号様式の2</p> <p>(添付書類の省略)</p>

改正後	改正前
<p>第8条の5 市長は、この規則により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>	<p>第8条の5 市長は、この規則により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>

第1号様式の2を削る。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第8条の5の改正規定は、公布の日から施行する。

大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第27号

大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和53年大府市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(添付書類等の省略)</p> <p>第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>	<p>(添付書類等の省略)</p> <p>第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第28号

大府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（令和3年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（指定の申請等）</u></p> <p><u>第2条 法第36条第1項、法第38条第1項若しくは法第51条の19第1項の規定による指定の申請又は法第41条第4項の規定により準用される法第36条第1項若しくは法第38条第1項若しくは法第51条の21第2項（指定一般相談支援事業者に係る部分に限る。）の規定により準用される法第51条の19第1項の規定による指定の更新の申請は、指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者指定（更新）申請書（第1号様式）に市長が定める書類を添付して行うものとする。</u></p> <p><u>（指定の変更の申請）</u></p> <p><u>第3条 法第37条第1項又は法第39条第1項の規定による指定の変更の申請は、特定障害福祉サービス事業・指定障害者支援施設指定変更申請書（第2号様式）に市長が定める書類を添付して行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(再開等の届出)</u></p> <p><u>第2条 法第46条第1項若しくは法第51条の25第1項の規定による事業の再開の届出又は法第46条第2項若しくは法第51条の25第2項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、廃止・休止・再開届出書(第1号様式)により行うものとする。</u></p> <p>(指定の辞退)</p> <p><u>第3条 法第47条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(第2号様式)により行うものとする。</u></p> <p>(公示)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(愛知県等への情報提供)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 略</u></p>	<p><u>(変更の届出等)</u></p> <p><u>第4条 法第46条第1項若しくは第3項又は法第51条の25第1項の規定による変更の届出は、変更届出書(第3号様式)により行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第46条第1項若しくは法第51条の25第1項の規定による事業の再開の届出又は法第46条第2項若しくは法第51条の25第2項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、廃止・休止・再開届出書(第4号様式)により行うものとする。</u></p> <p>(指定の辞退)</p> <p><u>第5条 法第47条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(第5号様式)により行うものとする。</u></p> <p>(公示)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>(愛知県等への情報提供)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条 略</u></p>

第1号様式から第3号様式までを削る。

第4号様式中「第4号様式(第4条関係)」を「第1号様式(第2条関係)」に改め、同様式を第1号様式とする。

第5号様式中「第5号様式（第5条関係）」を「第2号様式（第3条関係）」に改め、同様式を第2号様式とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第29号

大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則の一部を改正する規則

大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則（昭和59年大府市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 条例第2条第1号の規則で定める者は、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病に関し難病法第7条第1項に規定する支給認定を受けた者とする。</u></p> <p>(認定の更新)</p> <p>第5条 <u>条例第6条の認定は、毎年更新するものとする。この場合における更新の申請の手続については、第3条の認定の申請の手続の例によるものとする。</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 条例第2条第1号の規則で定める者は、<u>別表に定める疾病に関し難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第7条第1項に規定する支給認定を受けた者とする。</u></p> <p>(受給権の更新)</p> <p>第5条 <u>受給権の更新日は、毎年5月1日とする。この場合第2条の認定の申請の手続の例によるものとする。</u></p>

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大府市特定疾病り患者扶助料支給条例施行規則第2条の対象者に係る認定申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第30号

大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市障がい者医療費助成に関する条例施行規則（昭和58年大府市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(添付書類の省略)</p> <p>第10条の4 市長は、この規則により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>	<p>(添付書類の省略)</p> <p>第10条の4 市長は、この規則により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市精神障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第31号

大府市精神障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市精神障がい者医療費助成に関する条例施行規則（平成17年大府市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(添付書類等の省略)</p> <p>第14条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出し、又は提示する書類等により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>	<p>(添付書類等の省略)</p> <p>第14条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出し、又は提示する書類等により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第32号

大府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大府市国民健康保険条例施行規則（昭和45年大府市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(異動連絡票等)</p> <p>第2条 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第2条から第4条まで及び第8条から第13条までの規定による届出は、<u>異動連絡票（第1号様式）</u>による。</p> <p>2 略</p> <p>(限度額適用及び標準負担額減額の認定申請)</p> <p>第6条 省令第26条の3、第26条の6の4、第27条の14の2、第27条の14の4及び第27条の14の5の規定による申請は、<u>国民健康保険限度額適用等認定申請書（第5号様式）</u>による。</p> <p>(食事（生活）療養費標準負担額減額差額の支給申請)</p> <p>第7条 省令第26条の5（第26条の6の4第6項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、<u>国民健康保険食事（生活）療養標準負担額減</u></p>	<p>(異動届等)</p> <p>第2条 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第2条から第4条まで及び第8条から第13条までの規定による届出は、<u>国民健康保険被保険者異動届（第1号様式）</u>による。</p> <p>2 略</p> <p>(限度額適用及び標準負担額減額の認定証の交付申請)</p> <p>第6条 省令第26条の3、第26条の6の4、第27条の14の2、第27条の14の4及び第27条の14の5の規定による申請は、<u>国民健康保険限度額適用等認定証交付申請書（第5号様式）</u>による。</p> <p>(食事（生活）療養費標準負担額差額の支給申請)</p> <p>第7条 省令第26条の5（第26条の6の4第6項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、<u>国民健康保険食事（生活）療養標準負担額差</u></p>

改正後	改正前
<p><u>額差額支給申請書</u>（第6号様式）による。</p> <p>（療養費等の支給決定通知等）</p> <p>第18条 市長は、第7条から第9条まで、第11条、第13条、第14条、第16条及び前条の申請に対して支給決定又は不支給決定をしたときは、速やかに、申請者に対し<u>支給決定通知書</u>（第15号様式）、<u>高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書</u>（第16号様式）、<u>高額介護合算療養費支給（不支給）決定通知書</u>（第17号様式）又は<u>不支給決定通知書</u>（第18号様式）により通知しなければならない。</p>	<p><u>額支給申請書</u>（第6号様式）による。</p> <p>（療養費等の支給決定通知等）</p> <p>第18条 市長は、第7条から第9条まで、第11条、第13条、第14条、第16条及び前条の申請に対して支給決定又は不支給決定をしたときは、速やかに、申請者に対し<u>国民健康保険食事（生活）療養費標準負担額差額支給決定通知書</u>（第15号様式）、<u>国民健康保険療養費支給決定通知書</u>（第16号様式）、<u>移送費支給決定通知書</u>（第17号様式）、<u>国民健康保険高額療養費支給決定通知書</u>（第18号様式）、<u>国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書</u>（第18号様式の2）、<u>高額介護合算療養費等支給（不支給）決定通知書</u>（第19号様式）、<u>出産育児一時金支給決定通知書</u>（第20号様式）、<u>葬祭費支給決定通知書</u>（第21号様式）又は<u>国民健康保険療養費等不支給決定通知書</u>（第22号様式）により通知しなければならない。</p>

第1号様式、第4号様式から第11号様式まで及び第13号様式から第18号様式までを次のように改める。

異動連絡票

大府市長 殿

届出人

届出 年月日		受 付	
-----------	--	--------	--

異動			区分				新	世帯				住所			国保				
			事由				旧	番号				コード			区分	世帯			
住所	新											世帯 主名			国保 その他				
	旧														児童 手当				
1	本人氏名			国保				事由				資格			その他			退職	
	個人番号			国民 年金	記号番号			種別			種別変更			種別 : 旧 ・ 新		適用			
								付加											
	性別		生年月日		事由			免除				福祉年金			職業			旧氏	
続柄			本籍							筆頭者					介護				

国民健康保険基準収入額適用申請書

(ふりがな) 世帯主氏名		被保険者 記号・番号	
生年月日	年 月 日	電話番号	
住 所			

	被保険者氏名			
	個人番号			
	生年月日			
年中の収入	公的年金 (老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、老齢年金、退職年金等)	_____円	_____円	_____円
	給 与 (パート収入等含)	_____円	_____円	_____円
	年金・給与以外の収入 ()収入	_____円	_____円	_____円
	合 計	_____円	_____円	_____円

(注)

- 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、同一世帯におられる70歳以上の被保険者の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- 収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金等）は除きます。
- 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が確認できる所得（課税）証明書等の収入額を確認できる書類を添付してください。なお、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明できる書類の発行されていない収入については添付不要です。ただし、1月1日において当市に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。

大府市長

殿

上記のとおり、関係書類を添えて負担区分判定に係る収入額を申請します。

年 月 日

申請者

(世帯主) _____

個人番号 _____

被保険者記号・番号					
世帯主	住所				
	氏名		生年月日	年 月 日	
限度額適用 減額対象者	氏名		個人番号		
	世帯主との続柄		生年月日	年 月 日	
長期入院	該当・非該当	交通事故等の第三者行為		有・無	
ここから下は、長期入院該当者のみ記入してください。			入院日数合計（ 日間）		
①	申請日の前1年間の入院期間（日数）	年 月 日 から		日間	
		年 月 日 まで			
入院をした保険医療機関等	名称				
	所在地				
②	申請日の前1年間の入院期間（日数）	年 月 日 から		日間	
		年 月 日 まで			
入院をした保険医療機関等	名称				
	所在地				
③	申請日の前1年間の入院期間（日数）	年 月 日 から		日間	
		年 月 日 まで			
入院をした保険医療機関等	名称				
	所在地				
④	申請日の前1年間の入院期間（日数）	年 月 日 から		日間	
		年 月 日 まで			
入院をした保険医療機関等	名称				
	所在地				

上記のとおり関係書類を添えて認定証の交付を申請します。

年 月 日

住 所 _____

世帯主名
(申請者) _____

個人番号 _____

電話番号 _____

大府市長
殿

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。
※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

処理欄	認定等	イ 市町村民税非課税証明書 ロ 保護申請却下通知書 ハ 公簿 () ニ 却下 (理由)	受付番号 (第 号) 交付番号 (第 号) 認定等年月日 年 月 日
	差額支給	有・無	食事療養費標準負担額差額支給台帳発行番号 (第 号)
	所得区分	ア・イ・ウ・エ・オ・低Ⅰ・低Ⅱ・現Ⅰ・現Ⅱ	

国民健康保険食事（生活）療養費標準負担額減額差額支給申請書

被保険者記号・番号			
減額対象者	氏名		個人番号
	世帯主との続柄		生年月日 年 月 日
既に減額認定証の交付を受けている方のみ記入してください。		交付年月日	年 月 日
		適用年月日	年 月 日
		長期該当年月日	年 月 日

入院をした保険医療機関等	名称		
	所在地		
入院日数	年 月 日 から		日間
	年 月 日 まで		
入院期間に受けた食事（生活）療養に対し支払った額（標準負担額）			円
標準負担額減額認定証の交付申請又は保険医療機関等において認定を受けていることの確認を受けなかった理由			
イ. 長期入院該当申請日以降長期入院該当年月日前の入院であったため			
ロ. その他 []			
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。		
振込先	金融機関		(フリガナ) 口座名義人
	口座種別	普通・当座・その他 ()	口座番号

上記のとおり関係書類を添えて国民健康保険食事（生活）療養費標準負担額減額差額の支給を申請します。

年 月 日

住所 _____

世帯主名 (申請者) _____ 個人番号 _____

電話番号 _____

大府市長 殿

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名 (申請者) _____

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 個人番号 _____

処理欄	差額支給	イ (-) 円 × () 食 = () 円	受付番号 (第 号) 交付番号 (第 号) 合計 () 円 支給等年月日 年 月 日
		ロ (-) 円 × () 食 = () 円	
		ハ (-) 円 × () 食 = () 円	
		ニ (-) 円 × () 食 = () 円	
		ホ 却下 (理由)	

国民健康保険療養費支給申請書

支給額 円

上記のとおり療養に要した費用を申請します。
ただし下記内訳のとおり

年 月 日

申請者（世帯主）住所 _____

氏名 _____ 個人番号 _____

電話番号 _____ 大府市長
様

被保険者 記号・番号			世帯主名						
診療を 受けた人	(フリガナ) 氏名			個人番号			申請者との 続柄		
	住所								
	発症負傷日		診療 期間	自 至	診療 日数	日			
	傷病名		傷病の 原因		傷病の 経過				
	診療の内容								
	受診した 医療機関等	名称	()			診療科			
		所在地				医師名			
	受診状態	入院・外来	受給証	高齢者3割・高齢者2割・未就学児					
	費用額	円		併用公費又は福祉の 名称					
	審査 認定額	円		交通事故等の第三者行為		有 ・ 無			
療養費の 種別	一般診療・補装具・柔整・その他 ()								

療養の給付を 受けることが できなかった 理由								
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

受取 口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。							
----------	---	--	--	--	--	--	--	--

1:現金	振込先	コード	名称	(フリガナ) 口座名義人				
	金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 協同組合					
2:振込	支店			口座番号				
	口座種別	普通・当座・その他 ()						

点数		総医療費		支給額	
負担率		一部負担額			

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名 _____
 (申請者) _____
 代理人住所 _____
 代理人氏名 _____ 個人番号 _____

移送費支給申請書

被保険者 記号・番号		被保険者 氏名 〔個人番号〕	〔 〕			男・女
傷病名		生年月日	年	月	日	
		発病又は 負傷の日	年	月	日	
傷病の経過						
移送期間	年 月 日から		日間			
	年 月 日まで					
移送区間						
移送方法 及び回数						
看護に要した 費用	円（内訳書は、別添領収書のとおり）					
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込先口座を指定する。					
振込先	金融機関名	支店名	預金 種類	口座番号	口座名義人	
	銀行 信用金庫 農協	支店	普通 ・ 口座			
上記のとおり申請します。 年 月 日 世帯主 住所 _____ 氏名 _____ 個人番号 _____ 電話番号 _____ 大府市長 殿						

添付書類：移送に関する医師の意見書、費用の内訳書、領収書

国民健康保険特定疾病認定申請書

年 月 日

大府市長
殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ 個人番号 _____
電話番号 _____

下記のとおり申請します。

被 保 険 者 記 号 ・ 番 号			
認 定 対 象 者	氏 名		個人番号
	生年月日	年 月 日	
	疾 病 名	1 人工腎臓を実施している慢性腎不全 2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第VIII因子障害又は 先天性血液凝固第IX因子障害 3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群	

医 師 の 意 見 欄	上記のとおり診察を受けていることに相違ありません。
	年 月 日
	名 称
	医療機関の所在地
	医師名

処 理 欄	認 定 等	イ 市町村民税非課税証明書 ロ 保護申請却下通知書 ハ 公簿 () ニ 却下 (理由)	受付番号 (第 号) 交付番号 (第 号) 認定等年月日 年 月 日
	所得区分	ア・イ・ウ・エ・オ	

国民健康保険 高額療養費 支給申請書

枚中 枚目

被保険者記号・番号	申請者（世帯主）氏名	診療年月 年 月	課税区分	所得区分		
交通事故等の第三者行為		有 ・ 無				
請求年月	療養を受けた被保険者氏名	生年月日	医療機関等名	入外	日数	総医療費
		個人番号	医療機関等所在地			被保険者負担額
		傷病名				
貸付額	支給済額	被保険者負担額	限度額	支給額		
円	円	円	円	円		

大府市長 年 月 日

上記のとおり申請します。 様

住所 _____
 申請者（世帯主）氏名 _____ 個人番号 _____
 _____ 電話番号 _____

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。					
	1:現金	金融機関コード	支店コード	種目	口座名義人	
			1. 普通(総合) 2. 当座	フリガナ		
2:振込	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	支店名	口座番号	氏名	
				: : : : : : : : : : : : : : :		

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名 (申請者) _____
 代理人住所 _____
 代理人氏名 _____ 個人番号 _____

国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書

被保険者 記号・番号			
世帯主氏名		個人番号	
世帯員氏名		個人番号	
		個人番号	
		個人番号	

高額療養費支給口座

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (利用する場合は口座情報の記入不要)。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。				
振込先	銀行 信用金庫 農協 ()	支店名	支店	預金種別	普通座
口座番号					
口座名義人* (カタカナ)					

※支給口座は世帯主の口座に限ります。口座名義人はカタカナで上段より左詰めで記入してください。
濁点・半濁点は1字として、姓と名の間は1マスあけてください。

(同意事項)

1 次の事項に該当した場合は、手続の簡素化が解除され、窓口による手続が必要となります。

2 次の事項に該当した場合は、支給額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した額の全部若しくは一部を返金していただく場合があります。

上記の事項に同意したうえ、月間・年間の高額療養費の支給申請手続の簡素化を申請します。

※ この申請において該当者の個人番号を大府市が確認することに同意します。

年 月 日

大府市長 殿

世帯主 住所
(申請者) 氏名
連絡先

(保険者記入欄) 支給申請書整理番号

申請対象年度	年度	計算期間の始期及び終期	年	月	日から	年	月	日まで		枚中	枚目
フリガナ			保険者加入歴	保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号			
申請者 (世帯主) 氏名				1			年 月 日から 年 月 日まで				
生年月日	年 月 日生			2			年 月 日から 年 月 日まで				
被保険者記号・番号	個人番号		3			年 月 日から 年 月 日まで					
計算の対象となる加入期間		年 月 日から		年 月 日まで		計算期間の末日において加入する医療保険者の名称					
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (利用する場合は口座情報の記入不要)。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。										
1. 窓口払い	振込口座	銀行	金融機関コード	本店	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ			
2. 口座振込	記入欄	信用金庫		支店		1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他		口座名義人			
2. 口座振込	記入欄	信用組合		出張所							
2. 口座振込	記入欄	協同組合									
フリガナ			保険者加入歴	保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号			
世帯員氏名				1			年 月 日から 年 月 日まで				
被保険者記号・番号	個人番号			2			年 月 日から 年 月 日まで				
生年月日	年 月 日生		3			年 月 日から 年 月 日まで					
計算の対象となる加入期間		年 月 日から		年 月 日まで							
フリガナ			保険者加入歴	保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号			
世帯員氏名				1			年 月 日から 年 月 日まで				
被保険者記号・番号	個人番号			2			年 月 日から 年 月 日まで				
生年月日	年 月 日生		3			年 月 日から 年 月 日まで					
計算の対象となる加入期間		年 月 日から		年 月 日まで							
備考											

{ 大府市長 様	申請年月日 年 月 日
① 外来年間合算の支給を申請します。 ② 自己負担額証明書の交付を申請します。 ※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。 外来年間合算の支給申請のみを行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。	郵便番号 住所 申請者氏名 電話番号

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。 国民健康保険給付費等に関する受領を右記の代理人に委任します。	委任状	世帯主氏名 _____ (申請者) _____ 代理人住所 _____ 代理人氏名 _____ 個人番号 _____
--	------------	---

申請対象年度		申請区分	1. 新規	2. 変更	3. 取下げ	(保険者等記入欄)				支給申請書整理番号		
フリガナ			個人番号			生年月日	年 月 日生		計算期間の始期及び終期	年 月 ~ 年 月		
氏名			個人番号			生年月日	年 月 日生		計算期間の始期及び終期	年 月 ~ 年 月		
国民健康保険資格情報												
保険者番号	被保険者記号	被保険者番号	続柄		保険者名称				加入期間			
			1. 世帯主 2. 擬制世帯主 3. 世帯員						年 月 日から 年 月 日まで			
後期高齢者医療資格情報												
保険者番号	被保険者番号	広域連合名称				加入期間						
						年 月 日から 年 月 日まで						
介護保険資格情報												
保険者番号	被保険者番号	保険者名称				加入期間						
						年 月 日から 年 月 日まで						
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。											
1. 窓口払い 2. 口座振込	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	金融機関コード		店舗コード	1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他	口座番号			フリガナ	振込先 口座管理 番号
										口座名義人		
保険者加入歴	1		保険者名	加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号				備考欄		
	2											
	3											

大府市長 年 月 日

様

① 上記対象者について、高額介護合算療養費の支給を申請します。

② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。

※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。
 高額介護合算療養費の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。
 本申請をもって、保険者加入歴に記載のある他の保険者に対しても、支給を申請
 します。 はい / いいえ

郵便番号 _____

住所 _____

申請者（世帯主）氏名 _____

個人番号 _____

電話番号 _____

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

国民健康保険給付費等に関する受領を右記の代理人に委任します。

世帯主氏名 (申請者) _____

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

個人番号 _____

備考

1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

ご記入上の注意事項等

1. 高額介護合算療養費等支給申請について

- (1) 医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。
- (2) 各資格情報欄については、申請対象年度末日（記載年の7月末日）に加入する医療保険（介護保険）の資格情報を記載して下さい。
- (3) 国民健康保険資格情報の続柄欄、「2. 擬制世帯主」とは世帯員が国保の被保険者であるが、世帯主は国保の加入者ではない場合を指します。
- (4) 計算期間の始期及び終期の間に加入する医療保険（介護保険）に変更があった場合、保険者加入暦欄に以前に加入していた医療保険（介護保険）の保険者名称（広域連合名称）と加入期間を記載し、また同保険者（広域連合）加入時の自己負担額証明書を添付する場合には同証明書整理番号を記載して下さい。添付する同証明書がない場合には、「添付なし」と記載して下さい。
なお、申請対象年度末日に加入している医療保険（介護保険）については、当該保険者加入歴欄への記載は不要です。
- (5) 複数名の支給額の同一口座への振込を希望する場合、該当者の振込口座記載欄（金融機関名から口座名義人まで）は記載せず、振込先口座管理番号欄に希望振込先口座の口座管理番号を記載して下さい。
例) 口座管理番号2の被保険者への支給額を、口座管理番号1の被保険者の口座へ振り込んでほしい場合、口座管理番号2の被保険者の振込口座記載欄は記載せず、振込先口座管理番号欄に1と記載する。
- (6) 備考欄には、以下の内容を記載して下さい。
 - ①国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者
・当該医療保険者（広域連合）の所在地、及び同医療保険者における計算期間内の受診歴（以前に加入していた医療保険者における受診歴は記載する必要はありません。）
 - ②健保組合等被用者保険の被保険者で介護保険の被保険者
・健保組合等被用者保険の名称、所在地、及び同保険者における計算期間内の受診歴
 - ③死亡・海外移住・生保適用等により計算期間の途中で被保険者資格を適用終了した者（ただし、介護保険適用除外施設入所・他保険者への転出による適用終了者を除く）
・被保険者資格を適用終了した年月日、被保険者資格を適用終了した事由
- (7) 国民健康保険における高額介護合算療養費は、世帯主・世帯員の支給合計額が世帯主（擬制世帯主）の口座に振り込まれることとなりますので、ご留意下さい。
- (8) 2名を超える対象者を記載する場合等、複数枚に渡ることがわかるよう、右上に全体の枚数と何枚目かを記載して下さい。
- (9) 介護保険被保険者証が交付されていない介護保険被保険者については、介護保険情報（保険者番号、被保険者番号、保険者の名称、加入期間）の記載は不要です。
- (10) 介護保険で給付制限を受けており、自己負担が3割となっている方については、その給付制限期間中は自己負担額が零として計算されることとなり、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給ができない場合があります。

2. 自己負担額証明書交付申請について

- (1) 自己負担額証明書の交付を申請する場合、必ず同じ市町村の保険者番号を記載して下さい（2以上の市町村の保険者番号を記載しないで下さい）。
- (2) 各医療保険（介護保険）資格情報ごとに、複数保険者分の自己負担額証明書が必要である場合、それぞれの保険者へ申請する必要があります。

保険者記入上の注意事項

1. 複数枚に渡る支給申請の受付時において、右上の支給申請書整理番号には提出者単位で同一の番号を記載すること。
2. 支給申請書整理番号は以下の番号体系とすること。
「GYY（申請対象年度和暦、平成の場合、Gは“4”）＋保険者番号8桁（国保保険者の場合、先頭2桁を“00”とする）＋保険者が付する通し番号6桁」（計17桁）
なお、保険者が付する通し番号は、申請対象年度ごとに申請受付順に1から付番すること。

出産育児一時金支給申請書

支給額 円

上記金額を支給されるよう申請します。

ただし下記内訳のとおり

年 月 日

世帯主住所 _____

氏名 _____ 個人番号 _____

電話番号 _____

大府市長
殿

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。				
振込先	金融機関		(フリガナ) 口座名義人		
	口座種別	普通・当座・その他 ()	口座番号		
被保険者 記号・番号		世帯主氏名			
出産した被 保険者氏名		個人番号	世帯主 との続柄		
出産の 年月日	年 月 日	支払種別 (出生前の請求は、 貸付となります。)	支給		
出産の 週(日)数	週 (日)				
世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。					
委任状 年 月 日 国民健康保険出産育児一時金の受領を下記の代理人に委任します。					
世帯主氏名 _____					
代理人住所 _____					
代理人氏名 _____ 個人番号 _____					
確認	1. 住民異動届による 2. _____ 確認者氏名				

葬祭費支給申請書

支給額 円

上記金額を支給されるよう申請します。

ただし下記内訳のとおり

葬祭を行う者 年 月 日
 住所 _____
 氏名 _____ 個人番号 _____
 電話番号 _____ 大府市長
殿

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。		
振込先	金融機関		(7桁が+) 口座名義人
	口座種別	普通・当座・その他 ()	口座番号
被保険者記号・番号			
死亡した被保険者氏名			申請者との続柄
死亡年月日	年 月 日 (喪失日 年 月 日)		
葬祭執行年月日	交通事故等の第三者行為		有 ・ 無
葬祭を行う者以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。 <div style="text-align: center;"> 委任状 年 月 日 国民健康保険葬祭費の受領を下記の代理人に委任します。 氏名 _____ (葬祭を行う者) 代理人住所 _____ 代理人氏名 _____ 個人番号 _____ </div>			
確認	1. 住民異動届による 2. _____ 確認者氏名		

様

大府市長

支給決定通知書

先に申請のあった の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	
支給決定日	
振込期日	
金融機関	
内 訳	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大府市を被告として(市長が被告代表者となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算してから3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

様

大府市長

高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書

先に申請のありました高額療養費（外来年間合算）の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

申請者（世帯主）氏名		被保険者記号		被保険者番号	
------------	--	--------	--	--------	--

計算対象期間	～				
申請年月日		決定年月日			
計算対象期間中の自己負担額の合計額		支給額			
給付の種類					
不支給の理由					
備考					

支 払 方 法						
※※※	口 座 払					
	振込先	金融機関				
		口座種目				
		口座番号				
		口座名義人				

大府市長

(問い合わせ先)

電話番号

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大府市を被告として(市長が被告代表者となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算してから3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

〒

大府市

様

年 月 日

高額介護合算療養費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額介護合算療養費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者記号		被保険者番号	
--------	--	--------	--	--------	--

計算対象期間	～		
申請年月日		決定年月日	
計算対象期間中の自己負担額の合計額		支給額	
給付の種類			
不支給の理由			
備考			

支払方法

***		口座払					
		振込先	金融機関				
			口座種目				
			口座番号				
			口座名義人				

〒 (所在地)	大府市長
------------	------

問合せ先 〒 電話番号

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大府市を被告として(市長が被告代表者となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算してから3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

大府市長

不支給決定通知書

先に申請のあった

の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	
不支給決定日	
不支給理由	
内 訳	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に大府市を被告として(市長が被告代表者となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算してから3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

第18号様式の2から第22号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年5月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市国民健康保険条例施行規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市国民健康保険条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市産業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第33号

大府市産業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

大府市産業立地促進条例施行規則（平成17年大府市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活環境への配慮事項)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(良好な雇用環境の整備)</u></p> <p><u>第4条の2 条例第4条第1項第5号の良好な雇用環境の整備は、女性活躍を含む多様な人材の活躍推進、仕事と家庭の両立支援、健康経営の推進等とする。</u></p> <p>(工場等立地促進奨励金の交付の適用除外)</p> <p>第5条 <u>条例第4条第1項第6号</u>の規則で定める補助は、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱に基づき、愛知県から直接受ける補助金の交付とする。</p> <p>(指定の申請等)</p>	<p>(生活環境への配慮事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(工場等立地促進奨励金の交付の適用除外)</p> <p>第5条 <u>条例第4条第1項第5号</u>の規則で定める補助は、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱に基づき、愛知県から直接受ける補助金の交付とする。</p> <p>(指定の申請等)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 略</p> <p>2 条例第5条第1項の規定による申請(条例第3条第1項第2号の奨励措置に係るものに限る。)をしようとする事業者は、立地する工場等の工事に着手する日の<u>30日前</u>の日までに奨励措置(高度先端産業立地促進奨励金)指定申請書(第2号様式)に事業計画書その他の必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 条例第5条第1項の規定による申請(条例第3条第1項第2号の奨励措置に係るものに限る。)をしようとする事業者は、立地する工場等の工事に着手する日の<u>60日前</u>の日までに奨励措置(高度先端産業立地促進奨励金)指定申請書(第2号様式)に事業計画書その他の必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p><u>(工場等緑化促進奨励金の交付の基準等)</u></p>
<p><u>第8条 削除</u></p>	<p><u>第8条 条例第9条第1項第2号の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当している場合とする。</u></p> <p><u>(1) 樹木等が敷地の境界の内側に緩衝帯として適切に配置されていること。</u></p> <p><u>(2) ビャクシン属(カイズカイブキ等)が植樹されていないこと。</u></p> <p><u>2 条例第9条第1項第3号の規則で定める補助は、次に掲げる補助金の交付とする。</u></p> <p><u>(1) 大府市まちかど緑化推進事業補助金</u></p> <p><u>(2) 大府市都市緑化推進事業補助金</u></p> <p><u>3 条例第9条第2項の規則で定める基準額は、敷地の境界から連続して配置されている緑地の面積に1平方メートル当たり8,000円を乗じて得た額</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="159 355 338 387">第9条 削除</p> <p data-bbox="197 967 954 999">(ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金の交付の時期)</p> <p data-bbox="159 1031 1117 1121">第10条 ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金の交付の時期は、条例第3条第1項の奨励措置が完了した年度の翌年度とする。</p> <p data-bbox="248 1398 338 1430">附 則</p>	<p data-bbox="1155 233 1267 264">とする。</p> <p data-bbox="1155 296 1861 328">(透水性舗装等促進奨励金の交付の対象となる設備等)</p> <p data-bbox="1120 355 2078 446">第9条 条例第10条第1項第1号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。</p> <ol data-bbox="1155 478 2007 818" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1155 478 1379 510">(1) 透水性舗装 <li data-bbox="1155 539 1323 571">(2) 浸透柵 <li data-bbox="1155 600 1323 632">(3) 浸透管 <li data-bbox="1155 660 1323 692">(4) 浸透槽 <li data-bbox="1155 721 1357 753">(5) 浸透側溝 <li data-bbox="1155 782 2007 813">(6) 前各号に掲げる設備と同等の効果があると市長が認めるもの <p data-bbox="1120 845 2078 936">2 条例第10条第1項第2号の規則で定める補助は、大府市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金の交付とする。</p> <p data-bbox="1155 967 1469 999">(奨励金の交付の時期)</p> <p data-bbox="1120 1031 2078 1121">第10条 工場等緑化促進奨励金及び透水性舗装等促進奨励金の交付の時期は、操業日の属する年度又はその翌年度とする。</p> <ol data-bbox="1120 1153 2078 1366" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1120 1153 2078 1244">2 雇用促進奨励金の交付の時期は、雇用基準日の属する年度の翌年度又はその翌々年度から2年間とする。 <li data-bbox="1120 1273 2078 1366">3 ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金の交付の時期は、条例第3条第1項の奨励措置が完了した年度の翌年度とする。 <p data-bbox="1205 1398 1294 1430">附 則</p>

改正後	改正前
<p>(この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この規則の失効前に条例第5条第2項の規定による指定を受けた事業者の奨励措置については、なお従前の例による。</p>	<p>(この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この規則の失効前に条例第5条第2項の規定による指定を受けた事業者の奨励措置については、なお従前の例による。</p>

第1号様式から第6号様式まで、第14号様式及び第15号様式を次のように改める。

奨励措置（工場等立地促進奨励金）指定申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名

大府市産業立地促進条例第5条第1項の指定を受けたいので、同条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

立地する 工場等の 概要	態 様	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 増 設		
	種 別	<input type="checkbox"/> 工 場 <input type="checkbox"/> 倉 庫 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 研究施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	所在地（地番）			
	名 称			
	業 種			
	事 業 概 要			
	土 地	敷 地 面 積	m ²	
		取 得 面 積	m ² (新たに賃貸借契約をした土地を含む。)	
		取得(契約)年月日	年 月 日	
	家 屋（ 予 定 ）	取 得 延 床 面 積	m ²	
		取 得 年 月 日	年 月 日	
	工事着手予定年月日	年 月 日		
	工事完了予定年月日	年 月 日		
操業開始予定年月日	年 月 日			
連絡先等	所属及び担当者氏名			
	電 話 番 号	() -		

※ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金に関する事項

製造する製品のうち健康長寿関連産業に該当する製品（予定）	
------------------------------	--

※添付書類

- 1 事業計画書（企業概要等を含む。）
- 2 登記事項証明書（法人）又は住民票の写し
- 3 定款又はこれに準ずるもの
- 4 家屋の配置図及び各階平面図
- 5 登記事項証明書（土地）
- 6 賃貸借契約書（新たな土地の取得が賃貸借契約の場合）
- 7 周辺地域の生活環境に適正な配慮をしていることを証する書類
 (1) 周辺地域の住民に対する説明会の議事録

(2) 工場等の敷地に接する敷地の土地所有者及び居住者からの同意書（特別な理由がある場合は理由書）

- 8 良好な雇用環境の整備に努めていることを証するものとして市長が別に定める認証、登録又は表彰の取得・申請状況を証する書類
- 9 市税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 10 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

奨励措置（高度先端産業立地促進奨励金）指定申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名

大府市産業立地促進条例第5条第1項の指定を受けたいので、同条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 会社等の概要

主たる業種（日本標準産業分類）	中分類：		
資 本 金	円	総従業員数	名
企 業 規 模	中小企業 / みなし大企業（該当・非該当）		
大府市での立地場所（常用の従業員数）	（ 名）(A)		

2 新設又は増設する工場等の概要

立 地 場 所（*）	外 筆		
立 地 形 態	①工 場 ・ ②研 究 所		
投 資 形 態			
対 象 分 野（*）			
業 種（日本標準産業分類）	中分類： 小分類：		
建 築 概 要 等 (位置図、敷地図、建築図面等を添付のこと)	敷地面積	m ²	
	建築面積	m ²	延床面積 m ²
土地を除く固定資産取得費用 (明細添付のこと)	合 計	千円	
	家 屋	千円	償却資産 千円
操業時常用の従業員増加数	新設又は増設する工場等の常用の従業員増加数： 名 (うち新規雇用 名) 大府市での常用の従業員増加数： 名(B-A)		
操業時常用の従業員数	新設又は増設する工場等の常用の従業員数： 名 大府市での常用の従業員数： 名(B)		
操業5年後常用の従業員増加数	新設又は増設する工場等の常用の従業員増加数： 名 (うち新規雇用 名) 大府市での常用の従業員増加数： 名		
予 定	工事に着手する日		工場等竣工年月日
	操業開始年月日		支払完了年月日
事 業 概 要（*） (補助事業により主に製造又は研究する製品の内容等)			
他 の 補 助 金 の 申 請 ※有の場合は()にその内容を記載	①有 () ・ ②無		
敷地内で過去に県補助金及び大府市の優遇措置を受けた企業グループ（自社を含む）の工場等	①有 ・ ②無		
連絡先等	所属及び担当者氏名		
	電 話 番 号		

(*)記載事項は審査会で採択された場合に公表します。

※ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金に関する事項

製造する製品のうち健康長寿関連産業に該当する製品（予定）	
------------------------------	--

※添付書類

- 1 高度かつ先端的な技術性及び製造・開発する製品を説明する資料
- 2 今後（5年間）の事業の見通しを説明する資料
- 3 貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の2事業年度分）
- 4 固定資産取得費用を証する書類
- 5 建築概要が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図及び各階平面図
- 6 事業計画書（企業概要等を含む。）
- 7 登記事項証明書（法人）又は住民票の写し
- 8 定款又はこれに準ずるもの
- 9 登記事項証明書（土地）
- 10 賃貸借契約書（新たな土地の取得が賃貸借契約の場合）
- 11 周辺地域の生活環境に適正な配慮をしていることを証する書類
 - (1) 周辺地域の住民に対する説明会の議事録
 - (2) 工場等の敷地に接する敷地の土地所有者及び居住者からの同意書（特別な理由がある場合は理由書）
- 12 良好な雇用環境の整備に努めていることを証するものとして市長が別に定める認証、登録又は表彰の取得・申請状況を証する書類
- 13 市税等の公簿の閲覧及び県の関係機関への情報の提供等に関する同意書
- 14 その他市長が必要と認める書類

奨励措置指定可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長

印

年 月 日付けで指定の申請があった件について、大府市産業立地促進条例第5条第2項及び同条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり通知します。

審査の結果	指定する ・ 指定しない	
指定しない理由		
指定した奨励措置の名称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金	<input type="checkbox"/> 高度先端産業立地促進奨励金
指定番号	第 号	
工場等の所在地（地番）		
工場等の名称		
交付予定年度	工場等立地促進奨励金	年度
		年度
		年度
	高度先端産業立地促進奨励金	年度
指定の条件		

- (注) 1 大府市産業立地促進条例第14条及び第16条に規定する事由が生じたときは、遅滞なく届け出ること。
2 その他市長の指示した事項を遵守すること。

※ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金に関する事項

交付予定年度	年度
--------	----

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

奨励金交付申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名

大府市産業立地促進条例第13条第1項の奨励金の交付を受けたいので、同条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号			
工 場 等 の 所 在 地				
工 場 等 の 名 称				
交 付 を 申 請 す る 奨 励 金 の 名 称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金			
操 業 日	年 月 日			
奨 励 金 の 算 出 基 礎 等	工場等立地 促進奨励金	固 定 資 産 税 額	円	
	高度先端 産業立地 促進奨励金	固 定 資 産 税 額	円	
		固定資産取得費用	家 屋	円
			償 却 資 産	円
		常 用 の 従 業 員 増 加 数	新設又は増設する工場等の常用の従業員増加数： 名 （うち新規雇用 名）	
	操 業 時 常 用 の 従 業 員 数	新設又は増設する工場等の常用の従業員数： 名		
	み な し 大 企 業	該 当 / 非 該 当		
ウェルネスバレー指定 地区立地促進奨励金	固 定 資 産 税 額	円		

※添付書類

■工場等立地促進奨励金

- 1 登記事項証明書（建物）
- 2 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 3 償却資産申告書の写し（市内に複数の工場があるときは、指定を受けた工場等の償却資産を明記すること。）
- 4 市税の納税証明書又は市税の滞納がないことを証する書類
- 5 第3号様式（奨励措置指定可否決定通知書）の写し
- 6 その他市長が必要と認める書類

（注）添付書類1及び2は最初の交付申請時のみで可

■高度先端産業立地促進奨励金

- 1 登記事項証明書（建物）
- 2 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 3 固定資産価格証明書（家屋及び償却資産）
- 4 償却資産申告書の写し（市内に複数の工場があるときは、指定を受けた工場等の償却資産を明記すること。）
- 5 新たに雇用した常用の従業員の名簿（雇用年月日、氏名及び住所を記載したもの。）
- 6 市税の納税証明書又は市税の滞納がないことを証する書類
- 7 第3号様式（奨励措置指定可否決定通知書）の写し
- 8 その他市長が必要と認める書類

■ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金

- 1 第3号様式（奨励措置指定可否決定通知書）の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長

印

年 月 日付けで交付の申請があった奨励金について、大府市産業立地促進条例第13条第2項及び同条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

交 付 年 度	年 度	
指 定 番 号	第	号
工場等の所在地		
工場等の名称		
交付を決定した 奨励金の名称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金	
交付決定金額	円	
奨励金の内訳	工場等立地促進奨励金	円
	高度先端産業立地促進奨励金	円
	ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金	円
	合 計	円
交 付 の 条 件		

- (注) 1 奨励金の交付に係る書類を整備し、当該奨励金の交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 2 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が奨励金の交付に係る出納その他について監査することがある。

奨励金交付請求書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け第 号にて交付決定の通知を受けた奨励金について、大府市産業立地促進条例施行規則第13条の規定により、次のとおり請求します。

奨励金の請求金額	円
----------	---

交 付 年 度	年 度	
指 定 番 号	第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
交付を請求する 奨励金の名称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金	
奨励金の内訳	工場等立地促進奨励金	円
	高度先端産業立地促進奨励金	円
	ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金	円
	合 計	円

(振込先)

金 融 機 関 名	銀行 <div style="text-align: right;">本店</div> 信用金庫 <div style="text-align: right;">支店</div> 農協
預 金 種 目	当 座 ・ 普 通
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

添付書類 口座番号の確認できる資料（通帳、キャッシュカード等）の写し

奨励金交付停止通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長

印

大府市産業立地促進条例第 18 条及び同条例施行規則第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり奨励金の交付を停止したので通知します。

奨励金の交付停止金額	円
------------	---

交付を停止した年度	年度	
指 定 番 号	第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
交付を停止した奨励金の名称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金	
奨 励 金 の 内 訳	工場等立地促進奨励金	円
	高度先端産業立地促進奨励金	円
	ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金	円
	合 計	円
交付を停止した理由		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります）。

奨励金返還命令書

第 号
年 月 日

様

大府市長

印

大府市産業立地促進条例第 18 条及び同条例施行規則第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり奨励金を返還するよう命じます。

奨励金の返還金額	円
----------	---

指 定 番 号	第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
返還を命じる 奨励金の名称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金	
奨励金の内訳	工場等立地促進奨励金	円（ 年度分）
	高度先端産業立地促進奨励金	円
	ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金	円
	合 計	円
返 還 期 限	年 月 日	
返 還 の 理 由		

（注） 1 返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。

2 延滞金については、大府市税条例の例により算出する。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

大府市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第34号

大府市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則

大府市空家等対策の推進に関する規則（令和元年大府市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

（表面）

		第	号
立入調査員証			
所 属		写 真	
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項又は大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>			
年 月 日 発行			
大府市長		印	

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

（立入調査等）

第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）（抜粋）

（空家等及び類似空家等の立入調査等）

第9条（略）

2 市長は、法第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項並びに第18条第1項の規定の施行に必要な限度において、空家等又は類似空家等の所有者等に対し、当該空家等又は類似空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等又は類似空家等と認められる場所（空家等については、敷地に限る。以下この条において同じ。）に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等又は類似空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等又は類似空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等又は類似空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。